

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------|
| 2 | 地方税の賦課及び徴収に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和7年8月1日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|--------|--|
| ①事務の名称 | 地方税の賦課及び徴収に関する事務 |
| | <p>地方税法及び品川区特別区税条例に基づき、地方税の賦課・徴収に関する事務を行う。</p> <p>(1)住民税賦課業務</p> <p>【概要】 住民税とは、賦課期日(1月1日)現在、当区に居住する住民が地方公共団体に支払う税金である。住民及び各種関係機関から申告された課税資料に基づき、賦課決定・通知を行う。賦課決定においては、各種調査を行い、公正・公平な賦課決定・税額更正を行う。</p> <p>【内容】 ①府内システムより賦課期日(1月1日)時点の住民基本情報、生活保護情報を取得し、課税対象者情報を作成する。 ②住民や給与・年金支払者、他自治体より紙で提出される申告書(住民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・寄附金申告特例通知書)を收受し、職員または委託業者によって課税イメージ管理システムにてスキャン後、データ化し税システムへ登録する。 ③税務署や給与・年金支払者、他自治体より電子データで送信される申告書(確定申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・寄附金申告特例通知書)を地方税ポータルセンタ(国税連携システム・審査システム)を経由して受信し、職員または委託業者(地方税電子申告支援システム)によってデータ補正後、税システムへ登録、課税イメージ管理システムにて疑似イメージを生成する。また、住民からマイナポータル申請管理を経由して申請管理システムより電子データで入手した個人住民税電子データについても同様とする。 ④税システムへ登録した各種申告書(住民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・寄附金申告特例通知書)情報を、課税対象者情報、申告書のスキャンデータ・疑似イメージと紐付ける。 ⑤課税対象者以外の各種申告書は、住所地の自治体へ紙またはデータ(国税連携システム)で回送する。 ⑥課税対象者情報と紐付いた各種申告書情報を基に、賦課計算を行う。 ⑦給与支払者より提出される特別徴収関連申告書(異動届出書・特別徴収への切替申告書等)を收受し、徴収区分の判定処理を行う。 ⑧府内システムより連携される年金特別徴収情報(介護保険情報等)を基に、年金特別徴収の中止判定処理を行う。 ⑨年金支払者より連携される年金特別徴収情報(年金対象者情報、年金中止依頼とその結果等)を地方税ポータルセンタを経由して送受信し、年金特別徴収の判定処理を行う。 ⑩賦課計算結果、特別徴収・年金特別徴収の判定処理を基に、特別徴収の場合は特別徴収義務者へ税額決定通知書を送付するとともに審査システムにて通知データを送信する。普通徴収または年金特別徴収の場合は、納税義務者へ税額決定納税通知書を送付する。 ⑪課税対象者のうち住民登録外の者について、住所地の他自治体へ住民登録外課税通知書を送付する。 ⑫住民より提出される修正申告・減免申請等、または給与・年金支払者より提出される訂正申告や特別徴収関連申告書を收受し、隨時、賦課更正・異動処理を行う。 ⑬賦課更正・異動処理結果を基に、納税義務者または給与・年金特別徴収義務者へ税額変更通知書を送付する。 ⑭課税対象者等からの申請に基づき各種証明書(納税・課税・非課税)を発行する。 ⑮当区で保有する扶養是正情報等を税務署へ送付する。 ⑯税務署が保有する法定調書情報(配当・利子等)を国税連携システムを通じて取得し、賦課判定処理を行う。 ⑰決定した住民税賦課情報を府内他部署や情報提供ネットワークシステムへ連携する。 ⑱所得・扶養状況等を情報提供ネットワークシステムを通じて、他自治体等関係機関へ調査・照会・回答する。 ⑲納税通知書の返戻や住民登録外課税の調査、住所地の自治体への各種申告書回送、情報提供ネットワークシステムでの照会等の際、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、最新住所地を照会する。</p> |

②事務の内容 ※

(2) 軽自動車税(種別割)賦課業務

【概要】

軽自動車税(種別割)とは、賦課期日(4月1日)現在、当区に定置場を所有する義務者が支払う税金である。住民及び法人等からの申告書に基づき、賦課決定・通知を行う。

【内容】

- ①庁内システムより住民基本情報を取得する。
- ②軽自動車所有者あるいは陸運支局・軽自動車検査協会より提出される軽自動車税(種別割)申告書を基に、当区内に定置場のある車両情報及びその所有者の管理を行う。
- ③125CC以下の二輪車及び特殊車両等の所有者より提出される軽自動車税(種別割)登録申告書を基に、ナンバープレートの交付と標識交付証明書の発行を行う。
- ④125CC以下の二輪車及び特殊車両等の所有者より提出される軽自動車税(種別割)廃車申告書を基に、ナンバープレートの返却受付と廃車申告受付書の発行を行う。
- ⑤賦課期日(4月1日)時点の車両情報に基づき、賦課計算を行う。
- ⑥賦課計算結果を基に、納税義務者へ賦課決定及び納税通知書兼納付書を送付する。
- ⑦他自治体で未廃車の所有者情報は、前所有者の自治体へ課税物件異動通知書を送付する。
- ⑧盗難・譲渡等の情報を基に、課税保留の判定処理をする。
- ⑨所有者より提出される修正申告等を基に、随時、車両情報の修正等を行う。
- ⑩課税者等からの申請に基づき、納税証明書(一般用・車検用)を発行する。
- ⑪納税義務者等より提出される減免申請書を基に、審査の上、減免決定通知書を送付する。
- ⑫障害者・生活保護情報等を情報提供ネットワークを通じて、他自治体等関係機関へ調査・照会を行う。
- ⑬納税通知の返戻等の際、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、最新住所地を照会する。

(3) 収納管理業務

【概要】

収納管理業務とは、住民税賦課業務、軽自動車税(種別割)賦課業務より、賦課情報を引き継ぎ、納税者の収納情報を管理する。

【内容】

- ①庁内システムより住民基本情報を取得する。
- ②住民税システム・軽自動車税システムより最新の課税情報を取得する。
- ③納税義務者より提出される口座振替申請書を基に、口座登録情報の管理を行う。
- ④当区窓口あるいは各種収納機関より紙またはデータにて納付(納入)済情報を受領し、消込処理を行う。
- ⑤消込情報と課税情報に過払いの差額が発生した際の、過誤納管理を行い、対象者へ還付・充当通知書を送付する。
- ⑥還付対象者より提出される還付金請求書を受領後、還付支払データを作成し還付処理を行う。
- ⑦納期限までに納付がない納税義務者へ督促状を送付する。
- ⑧督促状送付者情報を、滞納整理業務へ連携する。
- ⑨督促状等の返戻の際、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、最新住所地を照会する。
- ⑩情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。

(4) 滞納整理業務

【概要】

滞納整理業務とは、収納管理業務より、未納情報を引き継ぎ、滞納者情報ならびに処分の情報を管理する。

【内容】

- ①庁内システムより住民基本情報、生活保護情報を取得する。
- ②収納管理システムより督促状を送付した納税義務者及び特別徴収義務者の情報を取得する。
- ③滞納者に対し、電話催告、文書催告、訪問等による納税交渉・徴収事務を行う。
- ④滞納者と納税計画を作成し、分納計画や必要に応じて減免等の処理を行う。
- ⑤納税交渉に応じない場合や、約束不履行があった場合、民間企業等へ財産調査等を行う。
- ⑥差押可能な財産が判明した滞納者に対し、差押予告通知書や差押処分等の通知書を送付する。
- ⑦差押執行後、財産を換価した配当金を未納額に充当し、滞納者へ通知書を送付する。
- ⑧差押可能な財産が存在しない滞納者に対し、執行停止処分を行い、その旨通知する。
- ⑨執行停止後、時効日を迎えた場合、不納欠損処理を行う。また、不納欠損情報を収納管理システムへ連携する。
- ⑩差押通知書等の返戻の際、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、最新住所地を照会する。

| | |
|-------|---|
| ③対象人数 | [30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
|-------|---|

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| ①システムの名称 | 税システム ※「③他のシステムとの接続先」でいう「税務システム」になる。 | | |
| ②システムの機能 | ①住民税システム：課税対象者管理、申告資料データ管理機能、賦課・更正処理、通知書や納付書等の帳票発行、各種証明書の発行 ②軽自動車税システム：車両登録、登録情報の管理、賦課・異動処理、通知書や納付書等の帳票発行、各種証明書の発行 ③収納管理システム：地方税の収納管理、督促状や納付書等の帳票発行、還付・充当処理 ④滞納整理システム：滞納者管理、各種財産管理機能、催告書や納付書等の帳票発行、分納計画機能、各種滞納処分 ⑤税統計システム：統計データ集計機能、都報告資料作成機能、徴収実績調書作成機能、都税事務所用資料作成機能 | | |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (課税イメージ管理システム、証明書発行サーバ) | | |

システム2

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| ①システムの名称 | 宛名システム ※既存システムを意味し、「システム7-団体内統合宛名システム」とは異なる。 ※「③他のシステムとの接続」でいう「宛名システム等」に含む(システム7-団体内統合宛名システムも同様)。 | | |
| ②システムの機能 | ①住民記録システムより連携された住民情報管理機能 ②住民登録外者の管理機能 ③法人の管理機能 ④関連宛名の管理機能 ⑤送付先・納稅管理人等の管理機能 ⑥口座管理機能・納期限管理機能 ⑦個人番号・法人番号管理機能 | | |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (国民健康保険システム、介護宛名管理システム) | | |

システム3

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| ①システムの名称 | 課税支援システム | | |
| ②システムの機能 | ①課税資料(確定申告書・給与支払報告書・公的年金支払報告書、区民税申告書、寄附金税額控除にかかる申告特例通知書データを、税システムに連携・取込ができるよう加工する機能。 ②上記課税資料についての宛名情報の付設機能 ③上記課税資料についての補正入力および賦課・更正機能 ④上記課税資料データの検索・印刷・閲覧・照会する機能 | | |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 (| | |

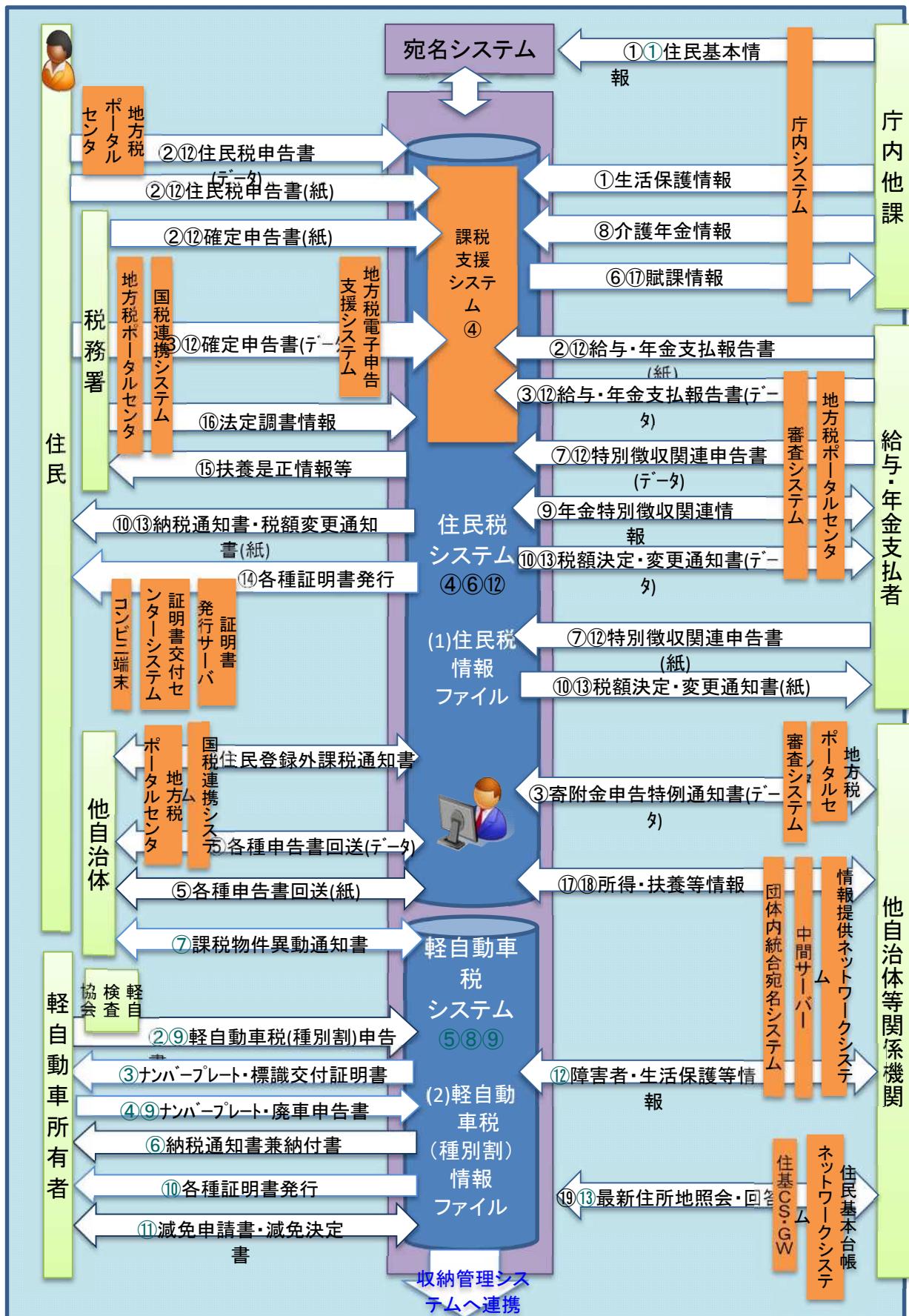
| システム4 | |
|-------------|--|
| ①システムの名称 | 地方税電子申告支援システム |
| ②システムの機能 | <p>①電子申告データ(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書)および特別徴収の納税情報データを税システムに連携・取込ができるよう加工(XMLファイルのCSV変換等)する機能</p> <p>②KSK分確定申告書の数値データ化及び補正入力機能</p> <p>③申告データの保管、検索、表示、印刷機能</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (審査システム、国税連携システム、地方税共通納税システム)</p> |
| システム5 | |
| ①システムの名称 | 審査システム |
| ②システムの機能 | <p>①給与・年金支払者、他自治体からの電子申告データ(給与支払報告書、年金支払報告書、寄附金申告特例通知書等)を地方税ポータルセンタを通じて送受信する機能</p> <p>②送受信したデータを検索、照会、表示、審査、印刷、ダウンロードする機能</p> <p>③特別徴収義務者との連携機能(メッセージ送信、プレ申告データ送信、税額通知データ送信、年金特徴データ送受信機能)</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンタ、地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システム)</p> |
| システム6 | |
| ①システムの名称 | 国税連携システム |
| ②システムの機能 | <p>①国税庁や他自治体と電子データ(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、住登外課税通知書、法定調書、扶養は正情報等)を地方税ポータルセンタを通じて送受信する機能</p> <p>②送受信した電子データを検索、照会、表示、審査、印刷、ダウンロードする機能</p> <p>③国税連携システムを利用する上で必要な団体情報、利用者情報の登録、更新を行う機能</p> <p>④各利用者の権限に応じた機能提供や、受信サーバ運用の支援等を行う機能</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンタ、地方税電子申告支援システム)</p> |
| システム7 | |
| ①システムの名称 | 団体内統合宛名システム(番号連携サーバ) ※「システム2-宛名システム」とは異なる。 ※「③他のシステムとの接続」でいう「宛名システム等」に含む(システム2-宛名システムも同様)。 |
| ②システムの機能 | <p>①宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う機能</p> <p>②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う機能</p> <p>③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼、中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する機能</p> <p>④情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う機能</p> <p>⑤情報照会機能:中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う機能</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバ)</p> |

| システム8 | |
|-------------|--|
| ①システムの名称 | 中間サーバ |
| ②システムの機能 | <p>①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 ③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ④既存システム接続機能:中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 ⑦データ送受信機能:中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能 ⑨職員認証・権限管理機能:中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 ⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| システム9 | |
| ①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム |
| ②システムの機能 | <p>※地方税に関する事務で取り扱う機能のみ記載する。</p> <p>①本人確認情報検索機能:統合端末(住基CS)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能 ②地方公共団体情報システム機構への情報照会機能:全国サーバに対して個人番号または4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を取得する機能</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住基ネットGWシステム)</p> |
| システム10 | |
| ①システムの名称 | 証明書発行サーバ |
| ②システムの機能 | <p>①既存システム連携機能:既存住民基本台帳システム、税システムから証明書情報を連携する機能 ②コンビニ交付機能:証明書交付センター(地方公共団体情報システム機構)からの要求に応答して、証明書自動交付を行う機能</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (証明書交付センターシステム(地方公共団体情報システム機構))</p> |

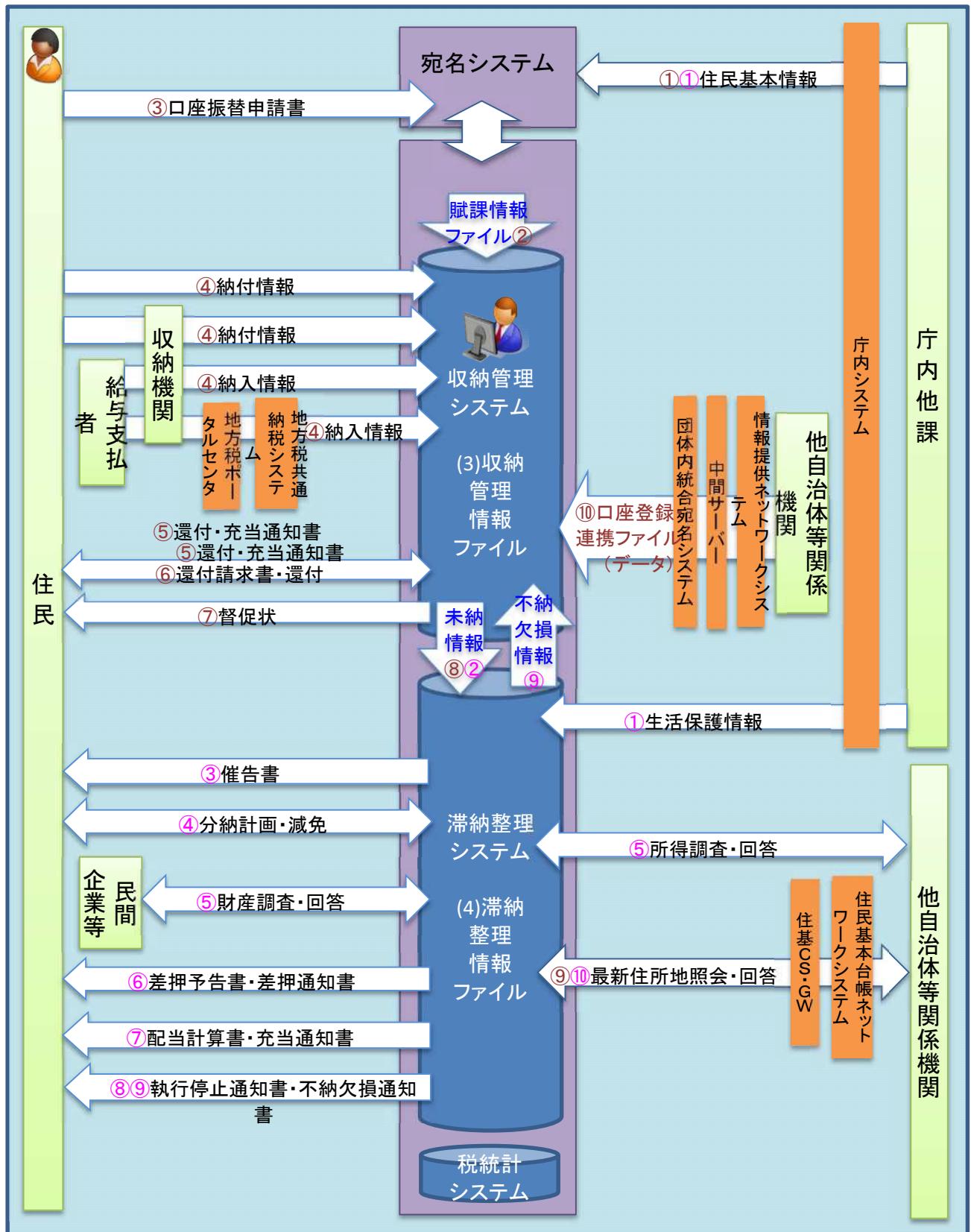
| システム11 | |
|-------------|--|
| ①システムの名称 | 地方税共通納税システム |
| ②システムの機能 | ①特別徴収義務者からの納付情報データを地方税ポータルセンタを通じて受信する機能 ②受信したデータを検索、照会、表示、審査、印刷、ダウンロードする機能 ③特別徴収義務者との連携機能(メッセージ送信、税額通知データ送信等) ④納付情報に特定キー情報を含めるたの紐付ファイルを登録する機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルセンタ、地方税電子申告支援システム、審査システム) |
| システム12 | |
| ①システムの名称 | 個人住民税申告ポータル |
| ②システムの機能 | 個人住民税について電子にてオンラインで申告ができる機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (マイナポータル申請管理) |
| システム13 | |
| ①システムの名称 | マイナポータル申請管理 |
| ②システムの機能 | ①住民向け機能:自らが受けることができるサービスをオンラインで検索および申請ができる機能 ②地方自治体向け機能:住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面または機能を地方自治体に公開する機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (申請管理システム) |
| システム14 | |
| ①システムの名称 | 申請管理システム |
| ②システムの機能 | ①申請データ格納:マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを複合する機能 ②申請内容照会と審査状況管理:申請内容の確認や審査を行うため申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能。 ③住民税システムとの申請データ連携:税務システムに申請データを連携する機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (マイナポータル申請管理) |

| | |
|--|---|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)住民税情報ファイル、(2)軽自動車税(種別割)情報ファイル、(3)収納管理情報ファイル、(4)滞納整理情報ファイル | |
| 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 | |
| ①事務実施上の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一の16項(地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるもの)に該当する事務であるため。 ・対象者の情報と当区の住民基本情報を正確に紐付ける上で必要になるため。 ・他自治体等関係機関との連携、照会、回答において必要となるため。 ・通知書等の送付先の最新住所地の把握に必要となるため。 |
| ②実現が期待されるメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号別表第二に規定される事務において、所得や扶養情報等の確認のため、従来は税証明が必要だった場合に、個人番号を利用することにより、その省略が可能となり、申請者の負担軽減が見込まれる。 ・個人番号により、本人の特定あるいは各種申告書等の名寄せ・突合が容易になり、正確で効率的な事務処理が行える。 ・情報提供ネットワークシステムを通じて、他自治体等関係機関に扶養情報、所得情報、障害・生活保護状況等を照会することで、公正・公平な事務処理が行える。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、最新住所地を把握することで、二重課税や通知書の返戻等を防止できる。 |
| 5. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表一の16の項 総務省令第五号第十六条 |
| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <照会>番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項) <提供>番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) |
| 7. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 品川区税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |
| 8. 他の評価実施機関 | |
| | |

(1)住民税賦課業務、(2)軽自動車税(種別割)賦課業務



(3) 収納管理業務、(4) 滞納管理業務



(備考)

*業務フロー項目番(○内番号)の詳細は、「I 基本情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の内容」の項番内容を参照。

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | | |
|----------------------|--|--|--|
| (1)住民税情報ファイル | | | |
| 2. 基本情報 | | | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] | <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) | |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者 | | |
| ④記録される項目 | [100項目以上] | <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 | |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [○] 災害関係情報 [] その他 () | | |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者の特定や課税資料の名寄せ・突合を行うため。 ・その他識別情報(宛名番号):個人番号や住民基本情報との紐付けに使用するため。 ・連絡先等:納稅義務者等への問い合わせのため。 ・4情報、その他住民票関係情報:送付先等の把握、住民税の賦課期日の判定などを行うため。 ・国税関係情報:国税庁等から入手した申告情報等を住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため。 ・地方税関係情報:税額の通知、証明書の発行、他自治体等関係機関への照会・回答等を行うため。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報:住民税の各種所得控除等の確認を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:住民税の非課税判定を行うため。 ・介護関係情報:年金特別徴収の中止判定を行うため。 ・年金関係情報:年金支払者から入手した申告情報等を住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため。また、年金特別徴収情報を連携するため。 ・災害関係情報:災害による減免処理のため。 | | |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 | | |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 | | |
| ⑥事務担当部署 | 税務課 | | |

3. 特定個人情報の入手・使用

| | | | | |
|------------------|---|---|------------------|---|
| ①入手元 ※ | [○]本人又は本人の代理人 | | | |
| | [○]評価実施機関内の他部署 | (厅内他課(戸籍住民課、生活福祉課、高齢者福祉課等)) | | |
| | [○]行政機関・独立行政法人等 | (国税庁、日本年金機構) | | |
| | [○]地方公共団体・地方独立行政法人 | (他自治体) | | |
| | [○]民間事業者 | (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) | | |
| ②入手方法 | [○]その他 | (地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構) | | |
| | [○]紙 | [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ | | |
| | [] 電子メール | [] 専用線 [○] 厅内連携システム | | |
| | [○]情報提供ネットワークシステム | | | |
| ③入手の時期・頻度 | [○]その他 | (LGWAN、住民基本台帳ネットワークシステム) | | |
| | ○隨時以外 | | | |
| | ・住民登録情報:賦課期日(1月)時点 ・生活保護情報:賦課期日(1月)時点 ・当初通知前の課税資料情報:「住民税申告書」2月～4月、「給与支払報告書」11月～4月、「年金支払報告書」11月～4月、「確定申告書」1月～4月、「寄附金申告特例通知書」1月 ・年金特別徴収対象者情報:初めは5月、以降毎月 ・年金特別徴収結果情報:奇数月 ・介護保険における年金特別対象者情報:7月 ・法定調査情報:初めは2月、以降4～8月頃 | | | |
| ④入手に係る妥当性 | ○隨時 | | | |
| | ・住民登録情報:隨時オンライン連携 ・当初通知後の課税資料情報:各種資料(「住民税申告書」、「給与支払報告書」、「年金支払報告書」、「確定申告書」、「寄附金申告特例通知書」)収受時 ・他自治体等での扶養・課税情報、障害・生活保護情報等:隨時照会時 ・最新住所地情報:隨時照会時 | | | |
| ⑤本人への明示 | ・番号利用法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 | | | |
| | ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第49の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 | | | |
| | ・地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、第317条の6に基づき、本人からの申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書により入手するため。 | | | |
| ⑥使用目的 ※ | ・住民税納税義務者及び扶養親族の管理 | | | |
| | ・住民税の公平・公正な賦課決定及び通知等 | | | |
| 変更の妥当性 | | — | | |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 税務課 | | |
| | 使用者数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">[100人以上500人未満]</td> <td style="width: 33%;">1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | [100人以上500人未満] | 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 |
| [100人以上500人未満] | 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 | 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 | | |

| | |
|-----------------------------|---|
| ⑧使用方法 ※ | <p>①課税対象者情報の管理:賦課期日(1月1日)時点で当区内に住所を有する個人で、課税資料の提出があつた者及びその扶養関連者等の特定及び管理を行う。</p> <p>②賦課事務:課税資料の名寄せ・突合を行い、入力された課税資料を基に税額を決定する。</p> <p>③通知書等への記載:賦課決定通知書または税額変更通知書等に個人番号を記載する。</p> <p>④他自治体等関係機関への調査、照会、回答:所得控除の判定や減免事務の効率化のため、課税状況の調査、照会、回答時に使用する。</p> <p>⑤最新住所地の把握:二重課税の防止、通知書返戻時等、最新住所地の調査に使用する。</p> |
| 情報の突合 ※ | <p>①個人特定のために、窓口や電話対応で個人番号が使われた際、または課税資料の提出があつた際、住民税情報ファイルが保有する基本4情報を突合する。</p> <p>②正確で迅速な賦課事務のために、課税資料に記載された個人番号と住民情報ファイルが保有する個人番号を突合する。</p> <p>③個人番号を印字した税額通知書等を送付するために、課税資料に記載された個人番号と住民情報ファイルが保有する個人番号を突合する。</p> <p>④所得控除の判定や減免事務の効率化のために、庁内他部署または情報提供ネットワークシステムを通じて入手した扶養状況、課税情報、障害者・生活保護情報等と住民税賦課情報を突合する。</p> <p>⑤最新住所地の把握のために、住民税情報ファイルが保有する4情報・個人番号と住民基本台帳ネットワークシステムの4情報・個人番号を突合する。</p> <p>⑥宛名システムにて個人番号を利用した同一人の紐付けを行い、同一人情報を表示する。</p> |
| 情報の統計分析 ※ | 特定個人情報を用いた統計分析は行わない |
| 権利利益に影響を与える決定 ※ | 住民税の賦課決定、更正・減免処理 |
| ⑨使用開始日 | 平成28年1月1日 |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | |
| 委託の有無 ※ | <p>[委託する] <選択肢></p> <p>(4) 件</p> <p>1) 委託する 2) 委託しない</p> |
| 委託事項1 | 税システム(住民税)、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書発行サーバの保守・運用 |
| ①委託内容 | システムのアプリケーション開発・保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等(平成28年1月~) |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | <p>[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p> |
| 対象となる本人の数 | <p>[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者 |
| その妥当性 | <p>・システムの開発・保守は、高度な専門知識が必要となり、その安定した稼働のために、専門知識を有する民間業者に委託を行っている。</p> <p>・対象となる本人の範囲は、システムの保守・運用を委託するにあたり、システムで管理される全対象が範囲となる。</p> |

| | | | |
|------------------------|--------------|--|---|
| ③委託先における取扱者数 | | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 </p> | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | <p>[○] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> | |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 本庁舎に来庁の上、閲覧簿により確認する。 | |
| ⑥委託先名 | | 富士通Japan株式会社 | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託する] | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p> |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 契約書添付の「個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において委託先自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後、区が承認することとする。 | |
| | ⑨再委託事項 | システム等の保守・運用等の一部として、上記委託先からの指示に基づくシステムのパッケージアプリケーション修正作業等、専門性・技術性の高い細目的作業。 | |
| 委託事項2 | | 課税資料データ入力及び補完事務 | |
| ①委託内容 | | 住民や税務署、他自治体、給与支払報告者、年金支払者から受領した課税資料(紙)の電子データ化作業、課税資料の補正入力等(平成28年1月~) | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [特定個人情報ファイルの一部] | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p> |
| | 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者 | |
| | その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・申告者から送られてくる大量の紙資料を限られた期間で正確にデータ化しなければならないため、専門業者へ委託している。 ・対象となる本人の範囲は、委託する課税資料のうち、特定個人情報ファイルを有する資料が取扱いの範囲となる。 | |
| ③委託先における取扱者数 | | [10人以上50人未満] | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p> |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | <p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[○] その他 (課税資料の補正入力は、庁舎執務室内にてLGWAN経由で特定個人情報ファイルを閲覧し行う。)</p> | |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 本庁舎に来庁の上、閲覧簿により確認する。 | |
| ⑥委託先名 | | シティコンピュータ株式会社 | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託しない] | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p> |
| | ⑧再委託の許諾方法 | | |
| | ⑨再委託事項 | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-------------------|--|--------------|--|--|-------|---|--|
| 委託事項3 | | 課税支援システムの開発・運用・保守 | | | | | | | | |
| ①委託内容 | | 課税支援システムの開発・運用・保守業務等 | | | | | | | | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p> | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">・適切なデータ保全、システムの安定した稼働のため、専門知識を有する民間事業所に委託している。 ・対象となる本人の範囲は、システムの保守・運用を委託するにあたり、システムで管理される対象が取扱いの範囲となる。</td> </tr> </table> | | 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | 対象となる本人の範囲 ※ | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者 | | その妥当性 | ・適切なデータ保全、システムの安定した稼働のため、専門知識を有する民間事業所に委託している。 ・対象となる本人の範囲は、システムの保守・運用を委託するにあたり、システムで管理される対象が取扱いの範囲となる。 | |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | | | | | | | | |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者 | | | | | | | | | |
| その妥当性 | ・適切なデータ保全、システムの安定した稼働のため、専門知識を有する民間事業所に委託している。 ・対象となる本人の範囲は、システムの保守・運用を委託するにあたり、システムで管理される対象が取扱いの範囲となる。 | | | | | | | | | |
| ③委託先における取扱者数 | | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> | | | | | | | | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | <p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (庁舎執務室内でのみ提供している。)</p> | | | | | | | | |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 本庁舎に来庁の上、閲覧簿により確認する。 | | | | | | | | |
| ⑥委託先名 | | 富士通Japan株式会社 | | | | | | | | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | <p>[再委託しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p> | | | | | | | | |
| | ⑧再委託の許諾方法 | | | | | | | | | |
| | ⑨再委託事項 | | | | | | | | | |
| 委託事項4 | | 地方税電子申告支援システム、審査システム、国税連携システム、地方税共通納稅システムの運用・保守 | | | | | | | | |
| ①委託内容 | | システムのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、税務署や特別徴収義務者から受領した課税資料のデータ・納稅情報データの連携・保管等(平成28年1月~) | | | | | | | | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p> | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">・適切なデータ保全、システムの運用・保守は、その安定した稼働のために、専門知識を有する民間業者に委託を行っている。 ・対象となる本人の範囲は、システムの運用・保守を委託するにあたり、システムで管理される対象が取扱いの範囲となる。</td> </tr> </table> | | 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | 対象となる本人の範囲 ※ | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者 | | その妥当性 | ・適切なデータ保全、システムの運用・保守は、その安定した稼働のために、専門知識を有する民間業者に委託を行っている。 ・対象となる本人の範囲は、システムの運用・保守を委託するにあたり、システムで管理される対象が取扱いの範囲となる。 | |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | | | | | | | | |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者 | | | | | | | | | |
| その妥当性 | ・適切なデータ保全、システムの運用・保守は、その安定した稼働のために、専門知識を有する民間業者に委託を行っている。 ・対象となる本人の範囲は、システムの運用・保守を委託するにあたり、システムで管理される対象が取扱いの範囲となる。 | | | | | | | | | |

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| ③委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] | <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN) | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 本庁舎に来庁の上、閲覧簿により確認する。 | |
| ⑥委託先名 | 株式会社 TKC | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] | <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | | |
| 提供・移転の有無 | [○] 提供を行っている (74) 件 [] 行っていない | [○] 移転を行っている (10) 件 |
| 提供先1 | 厚生労働大臣 | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1の項、第21条 | |
| ②提供先における用途 | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | |
| ⑥提供方法 | [○] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () | [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先2 | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先3 | 健康保険組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先4 | 総務大臣又は都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第4の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先5 | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第5の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先6 | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第7の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先7 | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第11の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|--|
| 提供先8 | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第13の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先9 | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第15の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十六条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|--|
| 提供先10 | 都道府県知事又は市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第20の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先11 | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第28の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先12 | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第37の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先13 | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第39の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先14 | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第42の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先15 | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先16 | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第49の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先17 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第53の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先18 | 法務大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第55の2の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先19 | 日本私立学校振興・共済事業団 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第57の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|--|
| 提供先20 | 厚生労働大臣又は共済組合等 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第58の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先1 | 国保医療年金課 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項または第2項 区条例第4条第1項、第2項または第3項 |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法、国民年金法、高齢者の医療の確保に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律による支給及び徴収に関する事務であって、主務省令で定めるものまたは区条例で定めるもの |
| ③移転する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥移転方法 | [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (専用端末で閲覧) |
| ⑦時期・頻度 | 年次(6月1回)以降、月次連携 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先2 | 高齢者福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項または第2項 区条例第4条第1項、第2項または第3項 |
| ②移転先における用途 | 介護保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものまたは区条例で定めるもの |
| ③移転する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥移転方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (専用端末で閲覧)</p> |
| ⑦時期・頻度 | 年次(6月1回)以降、日次連携 |
| 移転先3 | 子ども育成課 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第9条第2項 区条例第4条第1項または第2項 |
| ②移転先における用途 | 品川区すまいるスクールの実施に関する条例による利用料の徴収に関する事務であって区条例で定めるもの |
| ③移転する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥移転方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (専用端末で閲覧)</p> |
| ⑦時期・頻度 | 年次(6月1回)以降、月次連携 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先4 | 子育て応援課 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項または第2項 区条例第4条第1項、第2項または第3項 |
| ②移転先における用途 | 児童手当法による児童手当・特例給付の支給または児童扶養手当法による児童扶養手当の支給もしくは母子及び寡婦福祉法による資金の貸付に関する事務であって主務省令で定めるものまたは区条例で定めるもの |
| ③移転する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥移転方法 | <p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (専用端末で閲覧)</p> |
| ⑦時期・頻度 | 年次(6月1回)以降、月次連携 |
| 移転先5 | 障害者支援課 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項または第2項 区条例第4条第1項、第2項または第3項 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法による手当支給、給付、助成、支援事業等障害者福祉に関する事務であって主務省令で定めるものまたは区条例で定めるもの |
| ③移転する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥移転方法 | <p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (専用端末で閲覧)</p> |
| ⑦時期・頻度 | 年次(6月1回)以降、月次連携 |

| | | | |
|--------------------|---|--|--|
| 移転先6 | 生活福祉課 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項または第2項 区条例第4条第1項、第2項または第3項 | | |
| ②移転先における用途 | 生活保護法その他の法律による保護の決定・実施、就労自立給付金の支給・保護に要する費用の返還または徴収金に関する事務であって主務省令で定めるものまたは区条例で定めるもの | | |
| ③移転する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥移転方法 | <p>[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (専用端末で閲覧)</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 年次(6月1回)以降、月次連携 | | |
| 移転先7 | 保育入園調整課 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項または第2項 区条例第4条第1項、第2項または第3項 | | |
| ②移転先における用途 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものまたは区条例で定めるもの | | |
| ③移転する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | | | |
| ⑥移転方法 | <p>[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (専用端末で閲覧)</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 年次(6月1回)以降、月次連携 | | |
| 移転先8 | 健康課 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項 区条例第3項 | | |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法、母子健康法、母子健康法による給付・支援事業に関する事務であって主務省令で定めるものまたは区条例で定めるもの | | |
| ③移転する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥移転方法 | <p>[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (専用端末で閲覧)</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 隨時 | | |

| | | |
|--------------------|---|--|
| 移転先9 | 品川区保健所 | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項または第2項 区条例第4条第1項、第2項または第3項 | |
| ②移転先における用途 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療費公費負担・助成に関する事務であって主務省令で定めるものまたは区条例で定めるもの | |
| ③移転する情報 | 住民税賦課情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[] 10万人以上100万人未満 [] 1万人未満 [] 10万人以上100万人未満 [] 1万人以上10万人未満 [] 100万人以上1,000万人未満 [] 10万人以上100万人未満 [] 1,000万人以上 [] 100万人以上1,000万人未満</p> | |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | |
| ⑥移転方法 | <p>[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (専用端末で閲覧)</p> | |
| ⑦時期・頻度 | 隨時 | |
| 移転先10 | 保育入園調整課 | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項または第2項 区条例第4条第1項、第2項または第3項 | |
| ②移転先における用途 | 私立幼稚園等保護者補助金、私立幼稚園入園料補助金、認証保育所保育料助成、子育てのための施設等利用給付に係る支給認定に関する事務であって主務省令で定めるものまたは区条例で定めるもの | |
| ③移転する情報 | 住民税賦課情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[] 10万人以上100万人未満 [] 1万人未満 [] 10万人以上100万人未満 [] 1万人以上10万人未満 [] 100万人以上1,000万人未満 [] 10万人以上100万人未満 [] 1,000万人以上 [] 100万人以上1,000万人未満</p> | |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | |
| ⑥移転方法 | <p>[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (専用端末で閲覧)</p> | |
| ⑦時期・頻度 | 隨時 | |

6. 特定個人情報の保管・消去

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------------|--|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|---------------|----------|--------------|--|--|
| | | <p><システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止対策: 24時間有人監視、入館口や機器設置場所等館内への監視カメラ設置 ・入退管理: ICカード+手のひら静脈認証による入退管理 ・不正持込、持出対策: 金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | | | | | | | | | | | | |
| ②保管期間 | 期間 | <p><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[6年以上10年未満]</p> | 1) 1年未満 | 2) 1年 | 3) 2年 | 4) 3年 | 5) 4年 | 6) 5年 | 7) 6年以上10年未満 | 8) 10年以上20年未満 | 9) 20年以上 | 10) 定められていない | | |
| 1) 1年未満 | 2) 1年 | 3) 2年 | | | | | | | | | | | | |
| 4) 3年 | 5) 4年 | 6) 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 7) 6年以上10年未満 | 8) 10年以上20年未満 | 9) 20年以上 | | | | | | | | | | | | |
| 10) 定められていない | | | | | | | | | | | | | | |
| その妥当性 | 地方税法の規定による(第十七条の五) | | | | | | | | | | | | | |
| ③消去方法 | | <p>指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊を行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォーム事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国およびガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> | | | | | | | | | | | | |

7. 備考

入力ファイルの仕様の関係上、「提供先21」以降は次頁より追加記入する。

II 特定個人情報ファイルの概要

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

| | | |
|--------------------|---|---|
| 提供先21 | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第59の項、第21条 | |
| ②提供先における用途 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | |
| ⑥提供方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 提供先22 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第63の項、第21条 | |
| ②提供先における用途 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | |
| ⑥提供方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | |

| | | | |
|--------------------|---|--|--|
| 提供先23 | 国家公務員共済組合 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第65の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |
| 提供先24 | 国家公務員共済組合連合会 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第66の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |
| 提供先25 | 市町村長又は国民健康保険組合 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第69の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |

| | | | |
|--------------------|---|--|--|
| 提供先26 | 厚生労働大臣 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第73の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |
| 提供先27 | 市町村長 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第75の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |
| 提供先28 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第76の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |

| | | | |
|--------------------|---|--|--|
| 提供先29 | 都道府県知事等 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第81の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |
| 提供先30 | 地方公務員共済組合 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第83の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |
| 提供先31 | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第84の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先32 | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第86の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先33 | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第87の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先34 | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第88の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先35 | 都道府県知事又は市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第89の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先36 | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第90の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先37 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第91の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|--|
| 提供先38 | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第92の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先39 | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第96の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先40 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第98の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先41 | 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。) |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第106の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先42 | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第108の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先43 | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第112の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先44 | 後期高齢者医療広域連合 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第115の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先45 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第124の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先46 | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第125の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先47 | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第129の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先48 | 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第130の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|--|
| 提供先49 | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第132の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先50 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第137の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先51 | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第138の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先52 | 独立行政法人農業者年金基金 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第140の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | | | |
|--------------------|--|--|--|
| 提供先53 | 独立行政法人日本学生支援機構 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第141の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |
| 提供先54 | 厚生労働大臣 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第142の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |
| 提供先55 | 都道府県知事又は市町村長 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第144の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |

| | |
|--------------------|--|
| 提供先56 | 総務大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第147の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先57 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第151の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (庁内連携システム、税システムを専用端末にて閲覧)</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|--|
| 提供先58 | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第152の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先59 | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第155の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内連携システム、税システムを専用端末にて閲覧)</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先60 | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第156の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先61 | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第158の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (庁内連携システム、税システムを専用端末にて閲覧)</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先62 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第160の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (庁内連携システム、税システムを専用端末にて閲覧)</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先63 | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第161の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|--|
| 提供先64 | 地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第163の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先65 | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第164の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先66 | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第165の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先67 | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第166の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八條で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先68 | 文部科学大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第167の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | | | |
|--------------------|---|--|--|
| 提供先69 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第168の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |
| 提供先70 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第169の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一條で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |
| 提供先71 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第170の項、第21条 | | |
| ②提供先における用途 | 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 | | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | | |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先72 | 文部科学大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第171の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先73 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第172の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先74 | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第173の項、第21条 |
| ②提供先における用途 | 「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの |
| ③提供する情報 | 住民税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 当区住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 |
| ⑥提供方法 | <p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------------|--|
| (2) 軽自動車税(種別割)情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 当区に軽自動車車両の定置場を所有する者のうち、個人番号を有する者 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 軽自動車所有者の特定や各種資料の突合を行うため。 ・その他識別情報(宛名番号): 個人番号や住民基本情報との紐付けのため。 ・連絡先等: 納税義務者への問い合わせのため。 ・4情報、その他住民票関係情報: 送付先等(区内住所地の場合)の把握のため。 ・地方税関係情報: 税額の通知、証明書の発行、他自治体等関係機関への照会・回答等を行うため。 ・生活保護関係情報: 軽自動車税(種別割)の減免判定を行うため。 ・障害者福祉関係情報: 軽自動車税(種別割)の減免判定を行うため。 |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 税務課 |

3. 特定個人情報の入手・使用

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|--|-----------------|----------|---------------|--|----------------|-----------------|--|-------------------|-------------|
| ①入手元 ※ | [○]本人又は本人の代理人 | | | | | | | | | | |
| | [○]評価実施機関内の他部署 | (庁内他課(戸籍住民課、生活福祉課、障害者福祉課)) | | | | | | | | | |
| | []行政機関・独立行政法人等 | () | | | | | | | | | |
| | [○]地方公共団体・地方独立行政法人 | (他自治体) | | | | | | | | | |
| ②入手方法 | []民間事業者 | () | | | | | | | | | |
| | [○]その他 (地方公共団体情報システム機構、軽自動車検査協会) | | | | | | | | | | |
| ③入手の時期・頻度 | [○]紙 | []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ | | | | | | | | | |
| | []電子メール | []専用線 [○]庁内連携システム | | | | | | | | | |
| | [○]情報提供ネットワークシステム | | | | | | | | | | |
| | [○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) | | | | | | | | | | |
| ④入手に係る妥当性 | ○隨時 | | | | | | | | | | |
| | ・住民登録情報: 随時オンライン連携 | | | | | | | | | | |
| | ・軽自動車税(種別割)申告書(報告書)情報: 月1回～2回 | | | | | | | | | | |
| | ・減免に係る障害・生活保護等情報: 隨時照会時 | | | | | | | | | | |
| ⑤本人への明示 | ・最新住所地情報: 隨時照会時 | | | | | | | | | | |
| | ・番号利用法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めるため。 | | | | | | | | | | |
| | ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 | | | | | | | | | | |
| | ・地方税法第447条に基づき、納税義務者からの申告書等により入手するため。 | | | | | | | | | | |
| ⑥使用目的 ※ | ・軽自動車税(種別割)申告書等の提出については、地方税法第447条の条文にて明示されている。 | | | | | | | | | | |
| | ・本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号利用法第14条に明示されている。 | | | | | | | | | | |
| ⑦使用の主体 ※ | ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項に明示されている。 | | | | | | | | | | |
| | ・軽自動車税(種別割)の公平・公正な賦課決定及び通知(課税・減免) | | | | | | | | | | |
| | 変更の妥当性 | - | | | | | | | | | |
| | 使用部署 ※ | 税務課 | | | | | | | | | |
| ⑧使用方法 ※ | 使用者数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[50人以上100人未満]</td> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | [50人以上100人未満] | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 |
| [50人以上100人未満] | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | | |
| | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | | |
| | 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | | |
| 情報の突合 ※ | <p>①軽自動車所有者の特定及び管理や各種資料を突合する。</p> <p>②軽自動車税(種別割)の正確な賦課事務及び税額通知書等へ記載する。</p> <p>③他自治体等関係機関への調査・照会・回答を行う。</p> <p>④最新住所地を把握し通知書返戻等を防止する。</p> | | | | | | | | | | |
| ⑨使用開始日 | 情報の統計分析 ※ | 特定個人情報を用いた統計分析は行わない | | | | | | | | | |
| | 権利利益に影響を与える得る決定 ※ | 軽自動車税(種別割)の賦課決定、減免・異動処理 | | | | | | | | | |
| | 平成28年1月1日 | | | | | | | | | | |

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

6. 特定個人情報の保管・消去

| ①保管場所 ※ | <p><システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部侵入防止対策: 24時間有人監視、入館口や機器設置場所等館内への監視カメラ設置 入退管理: ICカード+手のひら静脈認証による入退管理 不正持込、持出対策: 金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|----------|--|--|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|---------------|----------|--------------|--|--|
| ②保管期間 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;"><選択肢></th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1年未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1年</td> <td style="text-align: center;">3) 2年</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4) 3年</td> <td style="text-align: center;">5) 4年</td> <td style="text-align: center;">6) 5年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満</td> <td style="text-align: center;">8) 10年以上20年未満</td> <td style="text-align: center;">9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </tbody> </table> | <選択肢> | | | 1) 1年未満 | 2) 1年 | 3) 2年 | 4) 3年 | 5) 4年 | 6) 5年 | 7) 6年以上10年未満 | 8) 10年以上20年未満 | 9) 20年以上 | 10) 定められていない | | |
| <選択肢> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1) 1年未満 | 2) 1年 | 3) 2年 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4) 3年 | 5) 4年 | 6) 5年 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7) 6年以上10年未満 | 8) 10年以上20年未満 | 9) 20年以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10) 定められていない | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その妥当性 | 地方税法の規定による(第十七条の五) | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③消去方法 | <p>指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやHDD等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊を行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォーム事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやHDD等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国およびガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|----------------------|---|--|
| (3) 収納管理情報ファイル | | |
| 2. 基本情報 | | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] | <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 当区地方税の納税義務者のうち、個人番号を有する者 | |
| ④記録される項目 | [100項目以上] | <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報) | |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 対象者を正確に特定するため。 ・その他識別情報(宛名番号): 個人番号や住民基本情報との紐付けのため。 ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報: 計算状や還付通知書等送付先の最新住所を確認するため。 ・地方税関係情報: 算出された住民税額、軽自動車税(種別割)額を保有するため。 | |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 | |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 | |
| ⑥事務担当部署 | 税務課 | |

3. 特定個人情報の入手・使用

| | | |
|------------------------|---------------|---|
| ①入手元 ※ | | [○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (庁内他課(戸籍住民課)) [○]行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) []民間事業者 () [○]その他 (地方公共団体情報システム機構) |
| ②入手方法 | | [○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]府内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) |
| ③入手の時期・頻度 | | ○隨時 ・住民登録、住民登録外の最新宛名情報:隨時オンライン連携 ・最新住所地情報:隨時照会時 |
| ④入手に係る妥当性 | | ・番号利用法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 |
| ⑤本人への明示 | | ・本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号利用法第14条に明示されている。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項に明示されている。 |
| ⑥使用目的 ※ | | 地方税の適正な徴収管理を行うため |
| 変更の妥当性 | | - |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 税務課 |
| | 使用者数 | [100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑧使用方法 ※ | | ①対象者の特定及び管理を行う。 ②最新住所地を把握し通知書等返戻を防止する。 ③収納事務での同一人の確認等で使用する。 |
| 情報の窓口 ※ | | ①対象者の特定において、窓口や電話対応で個人番号が使われた際、収納管理情報ファイルが保有する基本4情報を突合する。 ②最新住所地の把握のため、収納管理情報ファイルが保有する4情報・個人番号と住民基本台帳ネットワークシステムの4情報・個人番号を突合する。 ③宛名システムにて個人番号を利用した同一人の紐付けを行い、同一人情報を表示する。 |
| 情報の統計分析 ※ | | 特定個人情報を用いた統計分析は行わない |
| 権利利益に影響を与える決定 ※ | | 督促状・還付・充当決定通知 |
| ⑨使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

| | | |
|------------------------|--|---|
| 委託の有無 ※ | [<input type="checkbox"/> 委託する] | <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件 |
| 委託事項① | 税システム(収納管理システム)、宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書発行サーバの保守・運用 | |
| ①委託内容 | システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等(平成28年1月~) | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | <選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 | |
| 対象となる本人の数 | <選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 当区地方税の納税義務者のうち、個人番号を有する者 | |
| その妥当性 | ・システムの開発・保守は、高度な専門知識が必要となり、その安定した稼働のために、専門知識を有する民間業者に委託を行っている。 ・対象となる本人の範囲は、収納管理システム等の保守・運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。 | |
| ③委託先における取扱者数 | <選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 本庁舎に来庁の上、閲覧簿により確認する。 | |
| ⑥委託先名 | 富士通Japan株式会社 | |
| ⑦再委託の有無 ※ | <選択肢> [<input type="checkbox"/> 再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない | |
| 再委託 | ⑧再委託の許諾方法 | 契約書添付の「個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において委託先自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後、区が承認することとする。 |
| | ⑨再委託事項 | システム等の保守・運用等の一部として、上記委託先からの指示に基づくシステムのパッケージアプリケーション修正作業等、専門性・技術性の高い細目的作業。 |

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 委託事項2 | 地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システムの保守・運用 | |
| ①委託内容 | システムのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、税務署や特別徴収義務者から受領した課税資料のデータ・納税情報データの連携・保管等(平成28年1月～) | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p> | |
| 対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者 |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切なデータ保全、システムの運用・保守は、その安定した稼働のために、専門知識を有する民間業者に委託を行っている。 ・対象となる本人の範囲は、システムの運用・保守を委託するにあたり、システムで管理される対象が取扱いの範囲となる。 | |
| ③委託先における取扱者数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | <p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (LGWAN)</p> | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 本庁舎に来庁の上、閲覧簿により確認する。 | |
| ⑥委託先名 | 株式会社 TKC | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p> |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | | |
| 提供・移転の有無 | <p>[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件</p> <p>[○] 行っていない</p> | |

6. 特定個人情報の保管・消去

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---------------|---|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|---------------|----------|--------------|--|--|
| ①保管場所 | | <p><システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止対策:24時間有人監視、入館口や機器設置場所等館内への監視カメラ設置 ・入退管理:ICカード+手のひら静脈認証による入退管理 ・不正持込、持出対策:金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | | | | | | | | | | | | |
| ②保管期間 | | <p><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[定められていない]</p> | 1) 1年未満 | 2) 1年 | 3) 2年 | 4) 3年 | 5) 4年 | 6) 5年 | 7) 6年以上10年未満 | 8) 10年以上20年未満 | 9) 20年以上 | 10) 定められていない | | |
| 1) 1年未満 | 2) 1年 | 3) 2年 | | | | | | | | | | | | |
| 4) 3年 | 5) 4年 | 6) 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 7) 6年以上10年未満 | 8) 10年以上20年未満 | 9) 20年以上 | | | | | | | | | | | | |
| 10) 定められていない | | | | | | | | | | | | | | |
| ③その妥当性 | | 地方税法第18条により徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合には、時効により消滅する。そのため、完納あるいは不納欠損後に削除する必要がある。 | | | | | | | | | | | | |
| ④消去方法 | | <p>指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊を行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォーム事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国およびガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <h2>7. 備考</h2> | | | | | | | | | | | | | | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------------|---|
| (4) 滞納整理情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 当区地方税の納税義務者のうち、個人番号を有する者 |
| ④記録される項目 | <p>その必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号により対象者の特定を行い、正確で迅速な事務処理を行うため。 ・徴収事務に必要な情報(所得情報・生活保護情報)を効率的に入手し、公平・公正な事務を行うため。 ・最新の住所地を把握し、催告書の返戻を防止するため。 <p><選択肢></p> <p>[100項目以上] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p> |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (滞納整理業務において必要な関係者や財産情報など) |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 対象者を正確に特定するため。 ・その他識別情報(宛名番号): 個人番号や住民基本情報との紐付けのため。 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先: 催告書等の送付先を設定、確認するため。 ・地方税関係情報: 算出された住民税額及び軽自動車税(種別割)額を把握するため。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護を受給しているか把握するため。 ・その他: 滞納整理に必要な財産等の情報を把握するため。 |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 税務課 |

3. 特定個人情報の入手・使用

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|--|----------|---------------|---------------|----------------|-----------------|---|-------------------|-------------|---------------|--|----------------|-----------------|--|-------------------|-------------|
| ①入手元 ※ | | [<input checked="" type="radio"/>] 本人又は本人の代理人 [<input checked="" type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署 (庁内他課(戸籍住民課、生活福祉課)) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input checked="" type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input checked="" type="radio"/>] その他 (地方公共団体情報システム機構) | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②入手方法 | | [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③入手の時期・頻度 | | ○隨時 ・住民登録、住民登録外の最新宛名情報:隨時オンライン連携 ・所得状況、生活保護受給状況:隨時オンライン連携・日次連携(庁内関係部署)、隨時照会時(他自治体等関係機関) ・最新住所地情報:隨時照会時 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④入手に係る妥当性 | | ・番号利用法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤本人への明示 | | ・本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号利用法第14条に明示されている。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項に明示されている。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥使用目的 ※ | | 地方税の適正な滞納整理業務を行うため | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦使用の主体 | | <table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>税務課</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>[50人以上100人未満]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> | 変更の妥当性 | - | 使用部署 ※ | 税務課 | 使用者数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>[50人以上100人未満]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | [50人以上100人未満] | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 |
| 変更の妥当性 | - | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用部署 ※ | 税務課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用者数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>[50人以上100人未満]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | [50人以上100人未満] | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | |
| [50人以上100人未満] | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧使用方法 ※ | | <p>①対象者の特定及び管理を行う。 ②他自治体等関係機関への調査・照会・回答を行う。 ③最新住所地を把握し返戻等を防止する。 ④滞納事務での同一人の確認等で使用する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑨情報の窓口 ※ | | <p>①対象者の特定において、窓口や電話対応で個人番号が使われた際、滞納管理情報ファイルが保有する基本4情報を突合する。 ②滞納整理事務の効率化のため、本人の申請書と庁内他部署、または、情報提供ネットワークシステムから入手した所得情報、生活保護情報を突合する。 ③最新住所地の把握のため、滞納管理情報ファイルが保有する4情報・個人番号と住民基本台帳ネットワークシステムの4情報・個人番号を突合する。 ④宛名システムにて個人番号を利用した同一人の紐付けを行い、同一人情報を表示する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑩情報の統計分析 ※ | | 特定個人情報を用いた統計分析は行わない | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑪権利利益に影響を与える決定 ※ | | 滞納処分 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑫使用開始日 | | 平成28年1月1日 | | | | | | | | | | | | | | | |

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> (1) 件 1) 委託する 2) 委託しない | |
| 委託事項1 | 税システム(滞納整理システム)、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、住民基本台帳ネットワークシステムの保守運用 | |
| ①委託内容 | システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等(平成28年1月~) | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | <選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 | |
| 対象となる本人の数 | <選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 当区地方税の納税義務者のうち、個人番号を有する者 | |
| その妥当性 | ・システムの開発・保守は、高度な専門知識が必要となり、その安定した稼働のために、専門知識を有する民間業者に委託を行っている。 ・対象となる本人の範囲は、滞納整理システム等の保守・運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。 | |
| ③委託先における取扱者数 | <選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 本庁舎に来庁の上、閲覧簿により確認する。 | |
| ⑥委託先名 | 富士通Japan株式会社 | |
| ⑦再委託の有無 ※ | <選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない | |
| 再委託 | ⑧再委託の許諾方法 | 契約書添付の「個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において委託先自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後、区が承認することとする。 |
| | ⑨再委託事項 | システム等の保守・運用等の一部として、上記委託先からの指示に基づくシステムのパッケージアプリケーション修正作業等、専門性・技術性の高い細目的作業。 |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | | |
| 提供・移転の有無 | [<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 行っていない | |

6. 特定個人情報の保管・消去

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|--|---------|-------|-------|--------------|-------|-------|--|--------------|---------------|--|----------|--------------|
| ①保管場所 | | <p><システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止対策: 24時間有人監視、入館口や機器設置場所等館内への監視カメラ設置 ・入退管理: ICカード+手のひら静脈認証による入退管理 ・不正持込、持出対策: 金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO・IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | | | | | | | | | | | | |
| ②保管期間 | | <p><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td><td style="width: 33%;">2) 1年</td><td style="width: 33%;">3) 2年</td></tr> <tr> <td>[定められていない]</td><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td></tr> <tr> <td></td><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td></tr> <tr> <td></td><td>9) 20年以上</td><td>10) 定められていない</td></tr> </table> | 1) 1年未満 | 2) 1年 | 3) 2年 | [定められていない] | 4) 3年 | 5) 4年 | | 7) 6年以上10年未満 | 8) 10年以上20年未満 | | 9) 20年以上 | 10) 定められていない |
| 1) 1年未満 | 2) 1年 | 3) 2年 | | | | | | | | | | | | |
| [定められていない] | 4) 3年 | 5) 4年 | | | | | | | | | | | | |
| | 7) 6年以上10年未満 | 8) 10年以上20年未満 | | | | | | | | | | | | |
| | 9) 20年以上 | 10) 定められていない | | | | | | | | | | | | |
| ③消去方法 | 期間 | その妥当性 | | | | | | | | | | | | |
| | | 地方税法第18条により徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合には、時効により消滅する。そのため、完納あるいは不納欠損後に削除する必要がある。 | | | | | | | | | | | | |
| ④備考 | | <p>指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊を行っていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォーム事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国およびガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> | | | | | | | | | | | | |

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民税情報ファイル

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄
住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由 住民区分(日本人・外国人) 現住所情報
住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 本籍・筆頭者情報
本籍・筆頭者情報 消除情報 国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称 処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報
相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報 納税管理人情報 紳税管理人履歴情報 記事情報 連絡先情報
破産管財人情報 破産管財人履歴情報 口座情報 指定番号 法人番号 紳税者ID 法人情報 電話番号

<基本情報>

相当年度 宛名番号 賦課期日時点宛名情報 紳税者番号 本人障害区分 生活扶助区分 寡夫区分 勤労学生区分
専従主 専従者 メモ情報 扶養関連情報 事業所基本情報 事業所課税情報 従業員情報 ひとり親区分

<資料情報>

相当年度 資料種別 資料番号 資料廃止理由 異動理由 異動内容 給報種別 カナ氏名 生年月日 性別 指定番号 個人番号
各種収入金額 各種支払額 各種所得金額 各種控除額 所得税額 事業所家屋敷区分 受給者番号

控配区分 同配区分 医療費控除特例区分 ふるさと納税ワンストップ特例区分 未成年者区分

扶養親族(特定・同居老親・老人・他・同居特障・特別・他・年少) 扶養親族個人番号

本人障害区分 寡夫区分 勤労学生区分 均等割区分 生活扶助区分 乙欄 死亡退職 非居住者区分

就職退職区分 就職退職年月日 年調未済区分 摘要欄 配偶者氏名 配偶者生年月日 配偶者個人番号

扶養親族生年月日 扶養親族控除額 専従者氏名 専従者生年月日 専従者給与額 青色区分 白色区分

専従配偶有無 専従その他 専従者個人番号 本人専従区分 紳税者番号 特例適用条文 徴収希望

居住開始年月日 住宅特定取得区分 ひとり親区分 所得金額調整控除区分

<賦課情報>

相当年度 宛名番号 徴収区分 指定番号 受給者番号 各種収入金額 各種支払額 各種所得金額 各種控除額 所得税額
控配区分 同配区分 医療費控除特例区分 ふるさと納税ワンストップ特例区分

扶養親族人数(特定・同居老親・老人・他・同居特障・特別・他・年少) 未成年者区分 本人障害区分

寡夫区分 勤労学生区分 均等割区分 生活扶助区分 青色区分 白色区分 専従配偶有無

専従その他 専従者控除額 本人専従区分 非課税コード 所得割非課税措置サイン 更正事由 更正補足 更正補足メモ

減免理由 異動年月日 開始月期 済月期 住民税額 特徴締めフラグ 年金締めフラグ 資料連絡箋出力対象フラグ

資料連絡箋出力理由 事業所家屋敷課税区分 特定居住損区分 居住開始年月日 住宅特定取得区分 ひとり親区分 所得金額調整控除区分

<その他履歴情報>

異動報告 証明書発行履歴 摘要欄管理 個人送達履歴 事業所送達履歴 年金対象者 年金特徴月割 社保連携明細

<その他情報>

介護納付額普徴 介護納付額特徴 介護納付額合計 国保納付額普徴 国保納付額特徴 国保納付額合計 後期高齢納付額普徴
後期高齢納付額特徴 後期高齢納付額合計 納付額総合計

<課税イメージ管理システム>

税システムの一部情報副本

<地方税電子申告支援システム>

個人番号 確定申告書資料情報 給与支払報告書資料情報 寄附金申告特例通知書資料情報 納付情報

<国税連携システム>

個人番号 確定申告書資料情報 給与支払報告書資料情報 年金支払報告書資料情報 扶養是正情報 住登外課税情報

<審査システム>

個人番号 給与支払報告書資料情報 年金支払報告書資料情報 税額通知情報

<地方税共通納税システム>

個人番号 納付紐付情報

<団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)>

団体内統合宛名番号 個人番号

(税システムの一部情報の副本)

<中間サーバー>

情報提供用個人識別符号

(税システムの賦課情報の副本)

<証明書発行サーバー>

(税システムの一部情報の副本)

(2)軽自動車税(種別割)情報ファイル

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由 住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報 現住所情報

住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 本籍・筆頭者情報

消除情報 国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称 処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報

相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報 紳税管理人情報 紳税管理人履歴情報 法人情報

記事情報 連絡先情報 破産管財人情報 破産管財人履歴情報 口座情報 電話番号

<車両情報>

車両コード 標識コード 標識記号 標識番号 車種コード 義務者宛名番号 所有者宛名番号 使用者宛名番号

定置場住所 車名コード車台番号 型式番号 型式コード 認定番号 原動機番号 出力 排気量 定格出力 年式

課税区分 特例区分 リース区分登録理由 登録年月日 登録処理年月日 廃車理由 廃車年月日 廃車処理年月日

標識回収区分 旧登録年月日旧標識コード 旧標識記号 旧標識番号 保留減免有無フラグ

<課税情報>

相当年度 賦課年度 通知書番号 消込共通 課税状況コード 賦課異動理由

賦課異動年月日 賦課異動処理年月日 税率 減免額 年税額 通知税額 義務者宛名番号

納期限区分 納期限 通知年月日 通知書作成年月日 調定年月日予定決定区分 保留減免情報

<履歴情報>

証明書発行履歴情報 紳税通知書発行履歴情報

(3) 収納管理情報ファイル

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄 住民となった年月日 住民となった届出年月日

住民となった事由 住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報 現住所情報 住所を定めた年月日

住所を定めた届出年月日 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 本籍・筆頭者情報 消除情報

国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称 処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報 相続人情報

相続人続柄情報 相続人履歴情報 納税管理人情報 紳税管理人履歴情報 記事情報 連絡先情報

破産管財人情報 破産管財人履歴情報 口座情報 指定番号 法人番号 紳税者ID 法人情報 電話番号

<年調定期情報>

税目 賦課年度 相当年度 紳税義務者番号 賦課異動理由 更正事由 更正日

通知書番号 口振不能回数 年調定期額 軽自車両コード 軽自動車車種 標識記号 標識番号

<月期別調定期情報>

税目 賦課年度 相当年度 紳税義務者番号 期別 月別 納期限 個人基本種別 賦課異動理由

更正事由 更正日 完納日 最終納付日 最終収入日本税調定期額 本税収入額 本税仮消込額 本税被充当予定額

本税未納額 本税過誤納額 延滞金調定期額 延滞金収入額 延滞金仮消込額 延滞金被充当予定額 延滞金未納額

延滞金過誤納額 退職納入申告日 退職人員数 退職通知書発付日 退職区民税差額 退職都民税差額

納期特例区分 督促状番号 督促状番号枝番 督促停止区分 督促状発付日 督促公示日 督促納期督促取消日

法定納定期限等 時効予定日 不納欠損処理日 不納欠損区分 延滞金減免区分 延滞金確定日 延滞金執行日

口座振替区分 振替金額 口振不能理由 口座振替日 変更納定期限 催告書発付日 授命年月日 催告納期

<消込情報>

税目 賦課年度 相当年度 紳税義務者番号 分納回数 期月 子番 通知書番号 領收日 収入日 納付区分

収納種別 消込金額 消込本税額 消込延滞金 確定延滞金 未確定延滞金 消込処理情報 仮消込エラー情報

<履歴情報>

調定期情報 消込履歴情報 仮消込履歴情報 証明書発行履歴 充當履歴情報 還付履歴情報 控除不足充當履歴

<その他収納管理情報>

口座振替情報 返戻情報 返戻住所情報 過誤納情報 還付通知書情報 過誤納管理情報 滞縛調定期情報

滞縛異動情報 退職分納情報 退職徵収票情報 納付書情報 収納分納情報 控除不足管理情報

<地方税電子申告支援システム>

個人番号 納付情報

<地方税共通納税システム>

個人番号 納付情報

<証明書発行サーバ>

(税システムの一部情報の副本)

(4) 滞納整理情報ファイル

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄 電話番号

住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由 住民区分(日本人・外国人)

世帯主情報 現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日 前住所情報

転入元住所情報 転出先住所情報 本籍・筆頭者情報 消除情報 国籍 在留カード等の番号 在留資格情報

通称 処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報 相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報 法人情報

納税管理人情報 紳税管理人履歴情報 記事情報 連絡先情報 破産管財人情報 破産管財人履歴情報 口座情報

<記事情報>

宛名番号 記事連番 記事年月日 記事時刻 記事コード 記事内容 折衝情報 交渉情報 予定情報

処分コード 調書番号

<滞納個人情報>

宛名番号 担当区分 地区コード 受入年月日 現年滞納額 滞納繰越額 滞納区分 最終折衝日

職業 滞納理由 滞納理由補足 特記事項 納付方法 訪問予定年月日 訪問予定日 訪問予定時刻

最終納付年月日 最終納付金額 最終催告種別 最終催告年月日 最終催告期限 催告停止日 催告停止期限

催告停止事由 返戻情報 實態調査情報 生活保護情報 差押情報(電話・不動産・給与・預金・郵貯・生保・債権)

繰上徴収件数 納付委託件数 分割納付件数 徵収猶予件数 延滞金減免件数 差押件数 参加差押件数 交付要求件数

換価猶予件数 処分停止件数 時効中断件数 時効予定日 臨戸分納区分 徵収区分 戸籍情報 連絡先情報

<分納情報>

処分コード 調書番号 処分連番 回数 指定期日 調定期度 課税年度 税目 通知書番号 事業年度

開始日 申告区分 申告連番 期別 期別順番 本税分納額 督手分納額 延滞金分納額 加算金分納額 受付番号

<滞納整理情報>

滞納履歴 処分情報 処分調定期情報 公壳管理情報 財産情報 証券管理情報 納付指導計画

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|--|---|
| (1)住民税情報ファイル、(2)軽自動車(種別割)税情報ファイル、(3)収納管理情報ファイル、(4)滞納整理情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○全ファイル共通 <ul style="list-style-type: none"> ・府内システムから入手する連携は、予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法も限定されるため、対象者以外の情報を入手することはシステム上できない。 ・統合端末(住基CS)による取得の際には、『品川区住民基本台帳ネットワークシステムにおけるアクセス管理要領』に基づき、地方税の賦課徴収に係る関係者以外が情報を入手しないようシステム上制限している。 ○住民税情報ファイル、収納管理情報ファイルのみ <ul style="list-style-type: none"> ・給与・年金支払者から申告書情報や納付情報等を入手する際は、申告者の利用届出の審査後、利用者IDと暗証番号を発行し、電子証明の確認等を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止している。また、地方税ポータルセンタから審査システムが取得できる情報をシステム上制限している。 ・国税庁や他自治体から申告書情報等を入手する際は、国税連携システムより取得できる情報が、国税庁や他自治体が送付先として設定した情報のみのため、対象者以外の情報はシステム上入手できない。 ○住民税電子申告分 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル申請管理システムにおいては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○全ファイル共通 <ul style="list-style-type: none"> ・他業務との連携は、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、個人番号を必要としない業務から税情報の要求があった場合、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・他業務参照用の税情報画面は、業務に必要な情報のみを表示するよう制限している。 ○住民税電子申告分 <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税申告ポータルにおいては、必要な情報以外を入手することを防止するための措置個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・申請管理システム内では所属に応じた権限設定をし、他所属の申請データは閲覧できないように設定。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○全ファイル共通 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスした処理によって、アクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 ・各ユーザーの所属グループを管理することで、特定個人情報を利用できるグループと利用できないグループに分け、閲覧や検索等、個人番号の利用できる権限を適切なグループにのみ付与する。 ○住民税電子申告分 <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税申告ポータルにおいて、住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。 ・システムを利用する職員の操作ログを管理し、権限設定を通じて入手可能な情報を制限する。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

| | |
|--------------------|---|
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | <p>○全ファイル共通 ・届出・申請等の窓口において、本人確認として個人番号を入手する際には、個人番号カードや通知カードの提示と、番号利用法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 ・各種申告情報等から個人番号を入手する際には、4情報・住民基本情報と突合し、本人特定を行う。</p> <p>○住民税情報ファイルのみ ・給与・年金支払者等から電子申告により入手する際は、番号利用法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ・国税庁等からの入手は、特定個人情報の入手元が番号利用法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となるため、当区が入手元から入手する際は、番号利用法第16条が適用されない。</p> <p>○住民税電子申告分 住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p> |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | <p>○全ファイル共通 ・宛名システムで管理する真正性の確認が取れた4情報・個人番号と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。 ・個人番号カードや通知カードの提示がない、または各種申告書等に個人番号がない場合は、本人確認書類の提示や申告書記載の本人情報と住民基本情報を突合することにより、真正性を確認する。 ・他自治体等関係機関等を経由して、入手した住民登録外の各種申告書等の個人番号については、4情報・個人番号に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムにて照会を行うことで真正性確認を行う。</p> |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | <p>○全ファイル共通 ・入手した特定個人情報は、住民基本情報と突合し、正確性を確保する。 ・住民登録外の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムにて照会し、正確性を確保する。</p> <p>○住民税電子申告分 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

| | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>○全ファイル共通 ・府内システムから入手する連携は、予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法も限定されるため、対象者以外の情報を入手することはシステム上できない。 ・税システムを利用するには、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによるログインが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。 ・統合端末(住基CS)による取得の際には、『品川区住民基本台帳ネットワークシステムにおけるアクセス管理要領』に基づき、地方税の賦課徴収に係る関係者以外が情報を入手しないようシステム上制限している。 ・届出・申請の窓口、または電話対応等で特定個人情報を直接入手する際には、職員のコンプライアンス意識を徹底する取り組み(e-ランニング研修等)を実施している。 ・各種申告情報等(紙及び媒体)は、職員の管理下の元、専用ケース等で携行または施錠された倉庫等で保管することで漏えい・紛失を防止している。</p> <p>○住民税情報ファイル、収納管理情報ファイルのみ ・各種申告者が電子申告書・納付情報等を提出する際のインターネット回線は、暗号化通信を行っている。 ・地方税ポータルセンタから、審査システムまたは国税連携システムへの通信は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</p> <p>○住民税電子申告分 マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>○全ファイル共通 ・入手したデータは、アクセス制限付きのフォルダ等で管理することで漏洩を防止している。</p> | |

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

| | |
|--------------------------|---|
| 宛名システム等における措置の内容 | <input type="checkbox"/> 全ファイル共通 ・宛名システム等は、必要な情報以外の紐付けが行われないよう、システム上制限している。 ・他機関連携においては、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報のみを提供するように制限している。 ・他業務参照用の税情報画面においては、業務に必要な情報のみを表示するよう制限している。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | <input type="checkbox"/> 全ファイル共通 ・事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 |
| その他の措置の内容 | <input type="checkbox"/> 全ファイル共通 ・各ユーザの所属グループを管理することで、特定個人情報を利用できるグループと利用できないグループに分け、閲覧や検索等、個人番号の利用できる権限を適切なグループにのみ付与する。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

| | |
|-----------------|---|
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <input type="checkbox"/> 全ファイル共通 ・システム利用可能な職員を特定し、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによる認証を行っている。 |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <input type="checkbox"/> 全ファイル共通 ・発行管理：人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁しシステムに反映させている。 ・失効管理：人事システムからのデータ連携を行い適宜更新している。 |
| アクセス権限の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <input type="checkbox"/> 全ファイル共通 ・権限一覧表を作成している。 ・人事異動等がある際には、利用者の属する所属長決裁の上、管理部署へ申請する。その後、管理部署の所属長決裁の上で、アクセス権限を付与する。 ・アクセス権限の付与・変更がある場合には、事前検証を行う。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | <input type="checkbox"/> 全ファイル共通 ・端末から参照、更新した場合のアクセスログ・操作ログを記録している。 ・記録項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、4情報 ・記録は永続的に保持している。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <input type="checkbox"/> 全ファイル共通 ・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意することで抑止を図っている。 ・職員の個人情報保護に関する意識向上徹底の取り組み(e-ランニング研修)等を実施している。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、情報管理者の監督のもと、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」を遵守するよう指導し、契約時にその内容を含める ・個人情報保護に関して、契約時にその内容を含める |
| リスクへの対策は十分か | [課題が残されている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | | | |
|-----------------------------------|---|---------------------------------------|----------------|
| リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・税システムの利用に際して、個人ID、生体認証および職員証等ICカードでのログインが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。 ・専用ソフトウェアにより、外部媒体への読み書きができないよう端末を制御している。 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| - | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | [] 委託しない |
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク | | | |
| 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク | | | |
| 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク | | | |
| 委託契約終了後の不正な使用等のリスク | | | |
| 再委託に関するリスク | | | |
| 情報保護管理体制の確認 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先において、個人情報保護に関する規定や体制が整備されているかについて確認している。また、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより特定個人情報の取扱い状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。 ・税情報の秘密保持について、仕様書に個人情報保護に関する法令に基づいて事務の履行を図るよう記載している。 <p>○住民税情報ファイル、収納管理情報ファイルのみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システムの委託は、地方税共同機構が『認定委託先事業者の認定等に関する要綱』に基づき認定した事業所に委託している。当該事業所はISMS認証(またはプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」の規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められる事業所である。 | | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [制限している] | <選択肢> 1) 制限している | 2) 制限していない |
| 具体的な制限方法 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税システムを利用するには、個人ID、生体認証および職員証等ICカードでのログインが必要であり、必要最小限の従業者だけに権限を付与している。 | | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [記録を残している] | <選択肢> 1) 記録を残している | 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している | | |
| 特定個人情報の提供ルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている | 2) 定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先から他者への特定個人情報の提供、ならびに当該情報の外部持ち出しを認めないことを契約書上明記する。 | | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先等への定期的な視察を行っている。 ・個人情報の管理状況について、日常運用においてチェックし、必要に応じて調査も行う。 | | |
| 特定個人情報の消去ルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている | 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者は、この契約による事務を終了したとき、または委託元が請求したときは、この契約に係る個人情報を直ちに委託元に返還しなければならない。また、機器の廃棄時は、磁気記録等装置に記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または磁気記録等装置を物理的に破壊した上で撤去し、データ消去証明書を提出することを契約に含めている。 | | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない | | | |
| 規定の内容 | <p>○全ファイル共通 委託先に対して、個人情報保護に関する法令に基づき、特定個人情報を含む税情報について以下の点を遵守するよう契約している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また契約期間満了後も同様とする。 ・個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。また第三者に提供してはならない。 ・個人情報の全部または一部を許可なく複写し、または複製してはならない。許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないように処分しなければならない。 ・個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、き損等の事故を防止しなければならない。 ・契約を終了したときまたは委託者が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに返還しなければならない。 ・委託者は、個人情報の管理状況について隨時に立入検査または調査をし、必要な報告を求め、または委託事務の処理に関して指示を与えることができる。 ・事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって報告し、委託者の指示に従わなければならない。 | | | | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない | | | |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託先と同等のリスク対策を実施する | | | | |
| 他の措置の内容 | - | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | |
| - | | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない | | | | | |
| リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク | | | | | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [記録を残している] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない | | | |
| 具体的な方法 | <p>○全ファイル共通 ・移転は、庁内ネットワーク内や庁内システム間連携のみであり、連携時のログにより確認できる。</p> | | | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない | | | |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>○全ファイル共通 ・番号利用法で定められた事項および個人情報保護に関する法令の定めに従いルールを遵守する。</p> | | | | |
| 他の措置の内容 | - | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>○全ファイル共通 ・システムで制御した上で、庁内ネットワーク以外での移転を禁止している。</p> | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |

| | |
|---|---|
| リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>○全ファイル共通 ・品質やセキュリティが保証されている連携システムでのみの移転に限定している。 ・移転に関する連携システムで十分な検証を行う。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

| | | | |
|--------------|--|-----------------------------------|---------------------|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> | <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> | <p>3) 課題が残されている</p> |

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

| | | | |
|--------------|---|-----------------------------------|---------------------|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> | <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> | <p>3) 課題が残されている</p> |

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

| | | | |
|--------------|---|-----------------------------------|---------------------|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> | <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> | <p>3) 課題が残されている</p> |

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

| | |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

リスク5：不正な提供が行われるリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

| | |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

| | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | | | | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> | | | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p> | | | | | | | |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | | | | |
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | | | | | | | | |
| <h2>7. 特定個人情報の保管・消去</h2> | | | | | | | | |
| リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | | | | | | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | <p>[政府機関ではない] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p> | | | | | | | |
| ②安全管理体制 | <p>[十分に整備している] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない</p> | | | | | | | |
| ③安全管理規程 | <p>[十分に整備している] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない</p> | | | | | | | |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | <p>[十分に周知している] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない</p> | | | | | | | |
| ⑤物理的対策 | <p>[特に力を入れて行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない</p> | | | | | | | |
| 具体的な対策の内容 | <p><システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止対策:24時間有人監視、入館口や機器設置場所等館内への監視カメラ設置 ・入退管理:ICカード+手のひら静脈認証による入退管理 ・不正持込、持出対策:金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できることとしている。</p> | | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| ⑥技術的対策 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | |
| | <p>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も隨時行っている。</p> <p>・ファイアウォールで通信ログを取得し、必要に応じログの解析を行っている。</p> <p>・クライアント運用管理ソフトウェアを導入し、クライアントPCやソフトウェアを一元管理している。</p> <p>・端末から情報を抜き出せないよう媒体に出力できない仕様としている。</p> <p>・OSには隨時パッチ適用を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国およびクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> | | | |
| ⑦バックアップ | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | | |
| その内容 | - | | | |
| 再発防止策の内容 | - | | | |
| ⑩死者の個人番号 | [保管している] | <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない | | |
| 具体的な保管方法 | ・死者も現存者と同様の管理となっている | | | |
| 他の措置の内容 | - | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

| | | | |
|--------------|---|--|--|
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定の保持年数を経過した場合に物理削除。 ・磁気ディスクの廃棄時は、記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または物理的に破壊する仕組みとしている。 <マイナポータル申請管理における措置> LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 | | |
|--------------|---|--|--|

リスクへの対策は十分か

- | | | | |
|-------------|-----------|-------|----------|
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 2) 十分である |
|-------------|-----------|-------|----------|
- 1) 特に力を入れている
3) 課題が残されている

リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク

| | | | |
|-------------|---|-------|-----------|
| 消去手順 | [定めている] | <選択肢> | 2) 定めていない |
| 手順の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または物理的に破壊する仕組みとしている。 ・申請書類等については、『品川区文書取扱規程第21条』に基づき適切な処理を行う。 ・電子申告情報等は、地方税共同機構が定めたデータの受信期間に従い、職員が決められた方法に基づき削除する。 <マイナポータル申請管理における措置> LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 | | |
| その他の措置の内容 | - | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 2) 十分である |

1) 特に力を入れている
3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

| |
|---|
| - |
|---|

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

| | | |
|-------|--------------|---|
| ①自己点検 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的なチェック方法 | <p>・特定個人情報の保護を担保するために、毎年評価書の記載通りの運用がなされているか「特定個人情報保護評価書運用報告書」で見直しを行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> |
| ②監査 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な内容 | <p>評価実施機関内の内部監査を「情報セキュリティ監査実施ガイドライン」に基づき、以下の観点により定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。なお、情報セキュリティ監査統括責任者は、副統括情報セキュリティ責任者(システム所管課長)をもって充て、情報セキュリティ監査統括責任者が指名する監査人によって、当監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態について確認する。 ・特定個人情報を取扱うシステムについて、適切なセキュリティ対策が実施され、かつ有効に機能していることを確認する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>②政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p><地方税ポータルセンタ(審査システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システム)における措置></p> <p>①審査システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システムについては、運営する認定委託先事業所が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p>②地方税ポータルセンタについては、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> |

2. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|--------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する法令に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。 ・全庁的な研修として情報セキュリティおよび個人情報保護研修、個人番号利用課に対し番号制度基礎研修をeラーニングで行っている。 ・住基ネット関係職員に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・研修の受講記録をとり、未受講者に対してあらためて受講するように促している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)および隨時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> |

3. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜事務運営に関する責任者の関与の仕組み＞

・副区長を議長とし、業務責任者をメンバーとする情報管理安全対策会議を設置し、特定個人情報をはじめとする個人情報保護や情報セキュリティ等に係るリスク管理を行う。

・情報管理安全対策会議では、リスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめ、情報漏えい等のセキュリティ事案が発生した場合の対応訓練等の諸活動について、計画策定、実施状況のモニタリングを行い、各種の課題・問題を把握し、継続的な運用改善を行う。

＜特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応＞

以下①～⑦について「マイナンバー事務に係る緊急事案等の報告手順」に則り対応する。

- ①組織内における報告、被害の拡大防止
- ②事実関係の調査、原因の究明
- ③影響範囲の特定
- ④再発防止策の検討・実施
- ⑤影響を受ける可能性のある本人の連絡等
- ⑥事実関係、再発防止策の公表
- ⑦個人情報保護委員会への報告

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体およびその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁および関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|------------------|--|
| ①請求先 | 〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 税務課 |
| ②請求方法 | 本人が窓口または郵送で所定の様式により開示請求を申請する。 |
| 特記事項 | |
| ③手数料等 | [有料] <選択肢> 写しの交付1枚につき10円 (手数料額、納付方法: 納付方法: 窓口の場合は現金、郵送の場合は納付書により金融機関にて納付) 1) 有料 2) 無料 |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | 住民税情報ファイル、軽自動車税(種別割)情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納整理情報ファイル |
| 公表場所 | 第三庁舎3階 区政資料コーナー |
| ⑤法令による特別の手続 | — |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | — |

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-------|--------------------------------|
| ①連絡先 | 「1. ①請求先」と同じ |
| ②対応方法 | 問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 |

VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|---------------------------|--|
| ①実施日 | 令和5年12月1日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取 | |
| ①方法 | 「品川区区民意見公募手続の実施に関する要綱」に準じて、区民意見聴取を行う。区民意見聴取の実施に際しては、「広報しながわ」に、番号制度の概要と合わせ意見募集を行うことの記事を掲載し、品川区役所HP、区の広報紙への掲載(12月1日号)、デジタル推進課、区政資料コーナー等において全文を閲覧できるようにする。 |
| ②実施日・期間 | 令和5年12月1日～令和5年12月21日 |
| ③期間を短縮する特段の理由 | — |
| ④主な意見の内容 | なし |
| ⑤評価書への反映 | なし |
| 3. 第三者点検 | |
| ①実施日 | 令和6年1月15日 |
| ②方法 | 品川区個人情報保護審議会による第三者点検等を実施 |
| ③結果 | |
| 4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】 | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

(別添3)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|--|
| 平成28年1月1日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | システム1 税システム システム2 宛名システム システム3 課税イメージ管理システム システム4 地方税電子申告支援システム システム5 審査システム システム6 国税連携システム システム7 団体内統合宛名システム(番号連携サーバ) システム8 中間サーバー システム9 住民基本台帳ネットワークシステム システム10 証明書発行サーバ | システム1 税システム システム2 宛名システム システム3 課税イメージ管理システム システム4 地方税電子申告支援システム システム5 審査システム システム6 国税連携システム システム7 団体内統合宛名システム(番号連携サーバ) システム8 中間サーバー システム9 住民基本台帳ネットワークシステム システム10 証明書発行サーバ | 事前 | 平成28年9月(予定)からコンビニ交付サービスの開始を予定。 |
| 平成28年1月1日 | (別添1)事務の内容 (1)住民税賦課業務(2)軽自動車税賦課業務 | | 個人番号を含む事務の流れを削除し、事務の流れのみに統一。 証明書発行サーバ(コンビニ交付)による証明書交付の流れを図示し記載。 | 事前 | 平成28年9月(予定)からコンビニ交付サービスの開始を予定。 |
| 平成28年1月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 | 税システム(住民税)、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、住民基本台帳ネットワークシステムの保守・運用 | 税システム(住民税)、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書発行サーバの保守・運用 | 事前 | 平成28年9月(予定)からコンビニ交付サービスの開始を予定。 |
| 平成28年1月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 移転先 | 提供先1~56 移転先1~移転先4 | 提供先57 移転先1~移転先9 | 事前 | 平成28年1月1日付けで、番号法第9条第2項に基づく区条例が施行となり、移転先が確定する。 |
| 平成28年1月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(収納管理情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 | 税システム(収納管理システム)、宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守 | 税システム(収納管理システム)、宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書発行サーバの保守・運用 | 事前 | 平成28年9月(予定)からコンビニ交付サービスの開始を予定。 |
| 平成28年1月1日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (1)住民税情報ファイル | | <証明書発行サーバ>の記録項目として、(税システムの一部情報の副本)であることを記載。 | 事前 | 平成28年9月(予定)から開始予定のコンビニ交付サービスに必要な証明書発行サーバの記録項目を記載。 |
| 平成28年1月1日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (3)収納管理情報ファイル | | <証明書発行サーバ>の記録項目として、(税システムの一部情報の副本)であることを記載。 | 事前 | 平成28年9月(予定)から開始予定のコンビニ交付サービスに必要な証明書発行サーバの記録項目を記載。 |
| 平成31年2月1日 | I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 税務課長 黒田 肇暢 | 税務課長 | 事後 | 平成30年5月評価書の様式変更に伴う修正。 |
| 令和1年11月1日 | 表紙 公表日 | 平成31年2月1日 | 令和2年2月1日 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和1年11月1日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (1)住民税賦課業務 | ②住民や給与・年金支払者、他自治体より紙で提出される申告書(住民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書)を收受し、職員または委託業者によって課税イメージ管理システムにてスキャン後、データ化し税システムへ登録する。 ③税務署や給与・年金支払者、他自治体より電子データで送信される申告書(確定申告書・給与支払報告書・年金支払報告書)を地方税ボーダルセンタ(国税連携システム・審査システム)を経由して受信し、職員または委託業者(地方税電子申告支援システム)によってデータ補正後、税システムへ登録、課税イメージ管理システムにて疑似イメージを生成する。 ⑩賦課計算結果、特別徴収・年金特別徴収の判定処理を基に、特別徴収の場合は特別徴収義務者へ税額決定通知書を送付する。普通徴収または年金特別徴収の場合は、納税義務者へ税額決定納税通知書を送付する。 | ②住民や給与・年金支払者、他自治体より紙で提出される申告書(住民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書)を收受し、職員または委託業者によって課税イメージ管理システムにてスキャン後、データ化し税システムへ登録する。 ③税務署や給与・年金支払者、他自治体より電子データで送信される申告書(確定申告書・給与支払報告書・年金支払報告書)を地方税ボーダルセンタ(国税連携システム・審査システム)を経由して受信し、職員または委託業者(地方税電子申告支援システム)によってデータ補正後、税システムへ登録、課税イメージ管理システムにて疑似イメージを生成する。 ⑩賦課計算結果、特別徴収・年金特別徴収の判定処理を基に、特別徴収の場合は特別徴収義務者へ税額決定通知書を送付するとともに審査システムにて通知データを送信する。普通徴収または年金特別徴収の場合は、納税義務者へ税額決定納税通知書を送付する。 | 事後 | ②③…平成27年4月より寄附金ワンストップ特例制度が創設されたことに伴い、申告書の種別に寄附金申告特例通知書を追記。 ⑩…平成28年度より特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)の原本の電子送付が可能になったことに伴い、特別徴収税額通知書の送付方法に税額通知データ送信を追記。 |
| 令和1年11月1日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (2)軽自動車税賦課業務 | (2)軽自動車税賦課業務 【概要】 軽自動車税とは、賦課期日(4月1日)現在、当区内に定置場を所有する義務者が支払う税金である。 住民、住登外者、法人からの申告書に基づき、賦課決定・通知を行う。 【内容】 ①庁内システムにより住民基本情報を取得する。 ②軽自動車所有者あるいは陸運支局・軽自動車検査協会より提出される軽自動車税申告書に基く、当区内に定置場のある車両情報及びその所有者の管理を行う。 ③125CC以下の二輪車及び特殊車両等の所有者より提出される軽自動車税登録申告書を基に、ナンバープレートの交付と標識交付証明書の発行を行う。 ④125CC以下の二輪車及び特殊車両等の所有者より提出される軽自動車税廃車申告書を基に、ナンバープレートの返却受付と廃車申告受付書の発行を行う。 | (2)軽自動車税(種別割)賦課業務 【概要】 軽自動車税(種別割)とは、賦課期日(4月1日)現在、当区内に定置場を所有する義務者が支払う税金である。 住民、住登外者、法人からの申告書に基づき、賦課決定・通知を行う。 【内容】 ①庁内システムにより住民基本情報を取得する。 ②軽自動車所有者あるいは陸運支局・軽自動車検査協会より提出される軽自動車税(種別割)申告書を基く、当区内に定置場のある車両情報及びその所有者の管理を行う。 ③125CC以下の二輪車及び特殊車両等の所有者より提出される軽自動車税(種別割)登録申告書を基に、ナンバープレートの交付と標識交付証明書の発行を行う。 ④125CC以下の二輪車及び特殊車両等の所有者より提出される軽自動車税(種別割)廃車申告書を基に、ナンバープレートの返却受付と廃車申告受付書の発行を行う。 | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更されることに伴い、名称変更。 |
| 令和1年11月1日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (3)収納管理業務 | 【概要】 収納管理業務とは、住民税賦課業務、軽自動車税賦課業務より、賦課情報を引き継ぎ、納税者の収納情報を管理する。 | 【概要】 収納管理業務とは、住民税賦課業務、軽自動車税(種別割)賦課業務より、賦課情報を引き継ぎ、納税者の収納情報を管理する。 | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更されることに伴い、名称変更。 |

| | | | | | |
|-----------|---|--|--|----|--|
| | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (別添1) | (別添のため省略) | 住民税情報ファイル ③寄附金申告特例通知を追加。 軽自動車税(種別割)情報ファイル ②⑨軽自動車税申告書から軽自動車税(種別割)に名称変更。 収納管理情報ファイル ④納入情報に地方税ポータルセンタと地方税共通納税システムを追加。 | 事後 | 住民情報ファイル③…平成27年4月より寄附金ワンストップ特例制度が創設されたことに伴い、寄附金申告特例通知書(データ)を追記。 軽自動車税(種別割)情報ファイル②⑨…令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことに伴い修正。 収納管理情報ファイル④…令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働したことにより、地方税ポータルセンタと地方税共通納税システムを追記。 |
| 令和元年11月1日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続 | その他(審査システム、国税連携システム) | その他(審査システム、国税連携システム、地方税共通納税システム) | 事前 | 令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始したため、地方税電子申告支援システムの接続先に地方税共通納税システムを追記。 |
| 令和元年11月1日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続 | その他(地方税ポータルセンタ、地方税電子申告支援システム) | その他(地方税ポータルセンタ、地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システム) | 事前 | 令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始したため、審査システムの接続先に地方税共通納税システムを追記。 |
| 令和元年11月1日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 | | 地方税共通納税システム | 事後 | 令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始したため追加。 |
| 令和元年11月1日 | I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名 | (1)住民税情報ファイル、(2)軽自動車税情報ファイル、(3)収納管理情報ファイル、(4)滞納整理情報ファイル | (1)住民税情報ファイル、(2)軽自動車税(種別割)情報ファイル、(3)収納管理情報ファイル、(4)滞納整理情報ファイル | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことに伴い修正。 |
| 令和元年11月1日 | I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <提供>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) | <提供>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) | 事後 | 番号法が改訂されたことに伴い、項目20、38、53、85の2を追加。 |
| 令和元年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 ①(住民税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 その他 | 地方公共団体情報システム機構、一般社団法人地方税電子化協議会 | 地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構 | 事後 | 平成31年4月に一般社団法人地方税電子化協議会から地方税共同機構に改組したことにより、組織名称変更。 |
| 令和元年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 ①(住民税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | 課税資料情報:「住民税申告書」2月～4月、「給与支払報告書」11月～4月、「年金支払報告書」11月～4月、「確定申告書」1月～4月 | 課税資料情報:「住民税申告書」2月～4月、「給与支払報告書」11月～4月、「年金支払報告書」11月～4月、「確定申告書」1月～4月、「寄附金申告特例通知書」1月 | 事後 | 平成27年4月より寄附金ワンストップ特例制度が創設されたことに伴い、課税資料の種別に「寄附金申告特例通知書」を追記。 |
| 令和元年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 ①(住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法 | 「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、区が許可する。 | 「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において委託先自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後、区が承認することとする。 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 |
| 令和元年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 ①(住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4 | 地方税電子申告支援システム、審査システム、国税連携システムの保守・運用 | 地方税電子申告支援システム、審査システム、国税連携システム、地方税共通納税システムの保守・運用 | 事後 | 令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始したため追記。 |
| 令和元年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 ①(住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58、59、60、61 | | 提供先58 市町村長(別表第二の20項) 提供先59 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会(別表第二の38項) 提供先60 市町村長(別表第二の53項) 提供先61 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長(別表第二の85の2項) | 事後 | 番号法が改訂されたことに伴い、項目20、38、53、85の2に係る提供先を追記。 |
| 令和元年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)軽自動車税(種別割)情報ファイル | (2)軽自動車税(種別割)情報ファイル | (2)軽自動車税(種別割)情報ファイル | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことに伴い修正。 |

| | | | | | |
|-----------|--|---|--|----|---|
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税(種別割)情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性 | ・生活保護関係情報:軽自動車税の減免判定を行うため。 ・障害者福祉関係情報:軽自動車税の減免判定を行うため。 | ・生活保護関係情報:軽自動車税(種別割)の減免判定を行うため。 ・障害者福祉関係情報:軽自動車税(種別割)の減免判定を行うため。 | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことに伴い修正。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | ・軽自動車税申告書(報告書)情報:月1回～2回 | ・軽自動車税(種別割)申告書(報告書)情報:月1回～2回 | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことに伴い修正。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 | ・軽自動車税申告書等の提出については、地方税法第447条の条文にて明示されている。 | ・軽自動車税(種別割)申告書等の提出については、地方税法第447条の条文にて明示されている。 | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことに伴い修正。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的 | 軽自動車税の公平・公正な賦課決定及び通知(課税・減免) | 軽自動車税(種別割)の公平・公正な賦課決定及び通知(課税・減免) | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことに伴い修正。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 | ②軽自動車税の正確な賦課事務及び税額通知書等へ記載する。 | ②軽自動車税(種別割)の正確な賦課事務及び税額通知書等へ記載する。 | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことに伴い修正。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合 | ①軽自動車所有者の特定において、窓口や電話対応で個人番号が使われた際、軽自動車税情報ファイルが保有する基本4情報を突合する。 ②正確で迅速な賦課事務のため、個人番号を印字した税額通知書等を送付するために、宛名システムが保有する個人番号と軽自動車税情報ファイルを突合する。 ③減免事務の効率化のため、本人の申請書と府内他部署、または、情報提供ネットワークシステムから入手した障害者情報、生活保護情報を突合する。 ④最新住所地の把握のため、軽自動車税情報ファイルが保有する4情報・個人番号と住民基本台帳ネットワークシステムの4情報・個人番号を突合する。 ⑤宛名システムにて個人番号を利用した同一人の紐付けを行い、同一人情報を表示する。 | ①軽自動車所有者の特定において、窓口や電話対応で個人番号が使われた際、軽自動車税(種別割)情報ファイルが保有する基本4情報を突合する。 ②正確で迅速な賦課事務のため、個人番号を印字した税額通知書等を送付するために、宛名システムが保有する個人番号と軽自動車税(種別割)情報ファイルを突合する。 ③減免事務の効率化のため、本人の申請書と府内他部署、または、情報提供ネットワークシステムから入手した障害者情報、生活保護情報を突合する。 ④最新住所地の把握のため、軽自動車税(種別割)情報ファイルが保有する4情報・個人番号と住民基本台帳ネットワークシステムの4情報・個人番号を突合する。 ⑤宛名システムにて個人番号を利用した同一人の紐付けを行い、同一人情報を表示する。 | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことに伴い修正。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与える決定 | 軽自動車税の賦課決定、減免・異動処理 | 軽自動車税(種別割)の賦課決定、減免・異動処理 | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことに伴い修正。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報の範囲 対象となる本人の範囲 | 当区軽自動車税の納稅義務者のうち、個人番号を有する者 | 当区軽自動車税(種別割)の納稅義務者のうち、個人番号を有する者 | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことに伴い修正。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法 | 「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、区が許可する。 | 「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において委託先自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後、区が承認することとする。 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納管理情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性 | ・地方税関係情報:算出された住民税額、軽自動車税額を保有するため。 | ・地方税関係情報:算出された住民税額、軽自動車税(種別割)額を保有するため。 | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことに伴い修正。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法 | 「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、区が許可する。 | 「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において委託先自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後、区が承認することとする。 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 |

| | | | | | |
|-----------|---|---|--|----|--|
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 | | 地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システムの保守・運用 | 事後 | 令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始したため追加。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (4)滞納情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性 | ・地方税関係情報:算出された住民税額及び軽自動車税額を把握するため。 | ・地方税関係情報:算出された住民税額及び軽自動車税(種別割)額を把握するため。 | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更したことについて修正。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (4)滞納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法 | 「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、区が許可する。 | 「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において委託先自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後、区が承認することとする。 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2) (1)住民税情報ファイル | (別添のため省略) | <宛名情報> 「納税者ID」を追記 <資料情報><賦課情報> 「同配区分」、「医療費控除特例区分」、「ふるさと納税ワンストップ特例区分」、「住宅特定取得区分」を追記 <地方税電子申告支援システム> 「寄附金申告特例通知書資料情報」、「納付情報」を追記 <国税連携システム> 「住登外課税情報」を追記 <審査システム> 「税額通知情報」を追記 <地方税共通納税システム> 「個人番号」、「納付紐付情報」を追記 | 事後 | 「納税者ID」、「納付情報」、「地方税共通納税システム」、「個人番号」、「納付紐付情報」…令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始したため、e-TAX納税者IDを追記。 「同配区分」…平成31年度より同一会計偶数者が新設されたため追記。 「医療費控除特例区分」…平成30年度より医療費控除の特例が新設されたため追記。 「ふるさと納税ワンストップ特例区分」、「寄附金申告特例通知書資料情報」…平成28年度よりふるさと納税ワンストップ特例制度が新設されたため追記。 「住宅特定取得区分」…平成27年度より住宅特定取得が新設されたため追記。 「住登外課税情報」…平成29年度より国税連携システムでの電子送付が義務化されたため追記。 「税額通知情報」…平成28年度より特別徴収の税額データの正本送付が可能になったため追記。 |
| 令和1年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2) (2)収納管理情報ファイル | (別添のため省略) | <宛名情報> 「納税者ID」を追記 <地方税電子申告支援システム> 個人番号 納付情報 <地方税共通納税システム> 個人番号 納付情報 | 事後 | 令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始したため追記。 |
| 令和1年11月1日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | ○住民税情報ファイルのみ ・給与・年金支払者から申告書情報等を入手する際は、申告者の利用届出の審査後、利用者IDと暗証番号を発行し、電子証明の確認等を行っており、対象者以外の情報の入手を防止している。また、地方税ポータルセンタから審査システムが取得できる情報をシステム上制限している。 | ○住民税情報ファイル、収納管理情報ファイルのみ ・給与・年金支払者から申告書情報や納付情報等を入手する際は、申告者の利用届出の審査後、利用者IDと暗証番号を発行し、電子証明の確認等を行っており、対象者以外の情報の入手を防止している。また、地方税ポータルセンタから審査システムが取得できる情報をシステム上制限している。 | 事後 | 令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始したため、収納管理情報ファイルを追記。 |
| 令和1年11月1日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 | ○全ファイル共通 ・税システムを利用するには、個人IDと生体認証によるログインが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。 ○住民税情報ファイル、収納管理情報ファイルのみ ・各種申告者が電子申告書・納付情報等を提出する際のインターネット回線は、暗号化通信を行っている。 | ○全ファイル共通 ・税システムを利用するには、個人IDと生体認証および職員証またはICカードによるログインが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。 ○住民税情報ファイル、収納管理情報ファイルのみ ・各種申告者が電子申告書・納付情報等を提出する際のインターネット回線は、暗号化通信を行っている。 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始したため、収納管理情報ファイルを追記。 |
| 令和1年11月1日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 | ○全ファイル共通 ・システム利用可能な職員を特定し、個人IDと生体認証による認証を行っている。 | ○全ファイル共通 ・システム利用可能な職員を特定し、個人IDと生体認証および職員証またはICカードによる認証を行っている。 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 |
| 令和1年11月1日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 | ・職員以外の従業者(委託先等)には、情報管理者の監督のもと、「情報管理安全対策実施手順」を遵守するよう指導し、契約時にその内容を含める。 | ・職員以外の従業者(委託先等)には、情報管理者の監督のもと、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」を遵守するよう指導し、契約時にその内容を含める。 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 |

| | | | | | |
|-----------|--|---|--|----|---|
| 令和1年11月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク に対する措置の内容 | ・税システムの利用に際して、個人IDと生体認証でのログインが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。 | ・税システムの利用に際して、個人IDと生体認証および職員証またはICカードでのログインが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 |
| 令和1年11月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法 | ・税システムを利用するには、個人IDと生体認証でのログインが必要であり、必要最小限の従業者だけに権限を付与している。 | ・税システムを利用するには、個人IDと生体認証および職員証またはICカードでのログインが必要であり、必要最小限の従業者だけに権限を付与している。 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 |
| 令和1年11月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認 | ○住民税情報ファイルのみ ・審査システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システムの委託は、一般社団法人地方税電子化協議会が『認定委託先事業者の認定等に関する要綱』に基づき認定した事業所に委託している。当該事業所はISMS認証(またはプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められる事業所である。 | ○住民税情報ファイル、収納管理情報ファイルのみ ・審査システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システムの委託は、地方税共同機構が『認定委託先事業者の認定等に関する要綱』に基づき認定した事業所に委託している。当該事業所はISMS認証またはプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準』の規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められる事業所である。 | 事後 | 令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始したため、収納管理情報ファイルと地方税共通納税システムを追記。 平成31年4月に一般社団法人地方税電子化協議会から地方税共同機構に改組したことにより、組織名称変更。 |
| 令和1年11月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | (※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 |
| 令和1年11月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | ・電子申告情報等は、一般社団法人地方税電子化協議会が定めたデータの受信期間に従い、職員が決められた方法に基づき削除する。 | ・電子申告情報等は、地方税共同機構が定めたデータの受信期間に従い、職員が決められた方法に基づき削除する。 | 事後 | 平成31年4月に一般社団法人地方税電子化協議会から地方税共同機構に改組したことにより、組織名称変更。 |
| 令和1年11月1日 | IVその他のリスク対策 1監査 ①自己点検 具体的なチェック方法 | ・特定個人情報の保護を担保するために、毎年度末に評価書の記載通りの運用がなされているか見直しの必要性を検討する。 | ・特定個人情報の保護を担保するために、毎年評価書の記載通りの運用がなされているか「特定個人情報保護評価書 運用報告書」で見直しを行う。 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 |
| 令和1年11月1日 | IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容 | <地方税ポータルセンタ(審査システム、国税連携システム)における措置> ①審査システム、国税連携システムについては、運営する認定委託先事業所が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 ②地方税ポータルセンタにおいては、運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 | <地方税ポータルセンタ(審査システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システム)における措置> ①審査システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システムについては、運営する認定委託先事業所が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 ②地方税ポータルセンタにおいては、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 | 事後 | 令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始したため、地方税電子申告支援システムと地方税共通納税システムを追記。 平成31年4月に一般社団法人地方税電子化協議会から地方税共同機構に改組したことにより、組織名称変更。 |
| 令和1年11月1日 | IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 | ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となるりうる。 ・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。 ・全庁的な研修としてeラーニングによる情報セキュリティ及び個人情報保護研修を行っている。 ・住基ネット関係職員に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 | ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となるりうる。 ・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。 ・全庁的な研修として情報セキュリティ及び個人情報保護研修、個人番号利用課に対し番号制度基礎研修をeラーニングで行っている。 ・住基ネット関係職員に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・研修の受講記録をとり、未受講者に対してあらためて受講するように促している。 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 |

| | | | | | |
|------------|--|--|--|----|--|
| | | | | | |
| 令和1年11月1日 | IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策 | | <p><事務運営に関する責任者の関与の仕組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・副区長を議長とし、業務責任者をメンバーとする情報管理安全対策会議を設置し、特定個人情報はじめとする個人情報保護や情報セキュリティ等に係るリスク管理を行う。 ・情報管理安全対策会議では、リスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめ、情報漏えい等のセキュリティ事業が発生した場合の対応訓練等の諸活動について、計画策定、実施状況のモニタリングを行い、各種の課題・問題を把握し、継続的な運用改善を行う。 <p><特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応></p> <p>以下①～⑦について「マイナンバー事務に係る緊急事案等の報告手順」に則り対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①組織内における報告、被害の拡大防止 ②事実関係の調査、原因の究明 ③影響範囲の特定 ④再発防止策の検討・実施 ⑤影響を受ける可能性のある本人の連絡等 ⑥事実関係、再発防止策の公表 ⑦個人情報保護委員会への報告 | 事後 | 評価の再実施に伴う修正。 |
| 令和1年11月1日 | V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル名 | 住民税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納整理情報ファイル | 住民税情報ファイル、軽自動車税(種別割)情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納整理情報ファイル | 事後 | 令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更されことに伴い、名称変更。 |
| 令和1年11月1日 | VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日 | 平成27年6月12日 | 令和1年10月1日 | 事後 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和1年11月1日 | VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法 | 「品川区区民意見公募手続の実施に関する要綱」に準じて、区民意見聴取を行う。区民意見聴取の実施に際しては、「広報しながら」に、番号制度の概要と合わせ意見募集を行うことの記事を掲載し、品川区役所HP、区の広報紙への掲載(7月1日号)、税務課窓口、区政資料コーナー、地域センターにおいて全文を閲覧できるようにする。 | 「品川区区民意見公募手続の実施に関する要綱」に準じて、区民意見聴取を行う。区民意見聴取の実施に際しては、「広報しながら」に、番号制度の概要と合わせ意見募集を行うことの記事を掲載し、品川区役所HP、区の広報紙への掲載(11月1日号)、税務課窓口、区政資料コーナー、地域センターにおいて全文を閲覧できるようにする。 | 事後 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和1年11月1日 | VI評価実施手続 3. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間 | 平成27年7月1日～平成27年7月30日 | 令和1年11月1日～令和1年11月30日 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和1年12月17日 | II特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1、2、3 | 委託内容を記載 | 委託内容記載の文末に委託開始年月日を追記 | 事後 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和1年12月17日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限など | 個人IDと生体認証によるログイン | 個人ID、生体認証および職員証等ICカードによるログイン | 事後 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和1年12月17日 | VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容 | 区民意見聴取の結果、いただいた意見等は次のとおりである。 ・再委託が可となっていなものについてはデータが膨大になるためと思われるが、再委託不可とすることはできないか。 ・許可制にするのであれば、事実の把握と内容の大ささの観点から、再委託よりも直接契約したほうがよいと考えられる。 | なし | | 再評価に伴う修正。 |
| 令和1年12月17日 | VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映 | 寄せられた意見は素案に反映されている。 | なし | | 再評価に伴う修正。 |
| 令和1年12月17日 | VI評価実施手続 3. 第第三者点検 ①実施日 | 平成27年9月4日 | 令和1年12月17日 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和1年12月17日 | VI評価実施手続 3. 第第三者点検 ③結果 | 審議会の意見を踏まえ、以下の2点について追記を行った。 ①システム運営委託業者のデータセンターにおける監視カメラの設置場所について、入館日・機器設置場所等を追記。 ②外部侵入に対するプロテクトやモニタリング等の対策について、通信ログ解析の実施や、不正な通信があつた際の監視業務委託者から区への通報等について追記。 | <p>○ II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・委託開始年月日を追記すること。</p> <p>○ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・特定個人情報ファイルの取扱い ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限等 「個人IDと生体認証および職員証またはICカードによるログイン」から「個人ID、生体認証および職員証等ICカードによるログイン」に修正すること</p> | | 再評価に伴う修正。 |
| 令和3年3月1日 | II特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 | 子ども家庭支援課 | 子育て応援課 | 事後 | 組織改正に伴い変更。 |

| | | | | | |
|----------|---|---|---|----|---|
| 令和3年3月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 | | 保育支援課 | 事後 | 組織改正に伴い追記。 |
| 令和3年3月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2) (1)住民税情報ファイル | (別添のため省略) | <基本情報> 「ひとり親区分」を追記 <資料情報> 「ひとり親区分」、「所得金額調整控除区分」を追記 <賦課情報> 「ひとり親区分」、「所得金額調整控除区分」を追記 | 事前 | 令和3年度より適用される税制改正に伴い追記。 |
| 令和3年3月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税情報ファイル (2)軽自動車税(種別割)情報ファイル (3)収納管理情報ファイル (4)滞納整理情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | 事前 | 令和2年6月22日付「地方公共団体情報システム機構」通知、自治体中間サーバー・プラットフォームの更改(令和3年7月末までに順次本番移行)に伴う修正。 ※「重大な変更」に該当する項目だが、「軽微な変更」としてバブコメ不要の旨を個人情報保護委員会へ確認済み。 |
| 令和3年3月1日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1： 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | (※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に関する情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 | 事前 | 令和2年6月22日付「地方公共団体情報システム機構」通知、自治体中間サーバー・プラットフォームの更改(令和3年8月末までに順次本番移行)に伴う修正。 ※「重大な変更」に該当する項目だが、「軽微な変更」としてバブコメ不要の旨を個人情報保護委員会へ確認済み。 |
| 令和3年3月1日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1： 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行ふことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 | ③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行ふことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 | 事前 | 令和2年6月22日付「地方公共団体情報システム機構」通知、自治体中間サーバー・プラットフォームの更改(令和3年9月末までに順次本番移行)に伴う修正。 ※「重大な変更」に該当する項目だが、「軽微な変更」としてバブコメ不要の旨を個人情報保護委員会へ確認済み。 |
| 令和3年3月1日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 | 事前 | 令和2年6月22日付「地方公共団体情報システム機構」通知、自治体中間サーバー・プラットフォームの更改(令和3年10月末までに順次本番移行)に伴う修正。 ※「重大な変更」に該当する項目だが、「軽微な変更」としてバブコメ不要の旨を個人情報保護委員会へ確認済み。 |
| 令和3年3月1日 | IV その他のリスク対策※ 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対して、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 | 事前 | 令和2年6月22日付「地方公共団体情報システム機構」通知、自治体中間サーバー・プラットフォームの更改(令和3年11月末までに順次本番移行)に伴う修正。 ※「重大な変更」に該当する項目だが、「軽微な変更」としてバブコメ不要の旨を個人情報保護委員会へ確認済み。 |
| 令和4年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名 | 富士通 株式会社 | 富士通JAPAN 株式会社 | 事後 | 社名変更に伴う修正 |
| 令和4年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名 | 株式会社 日比谷情報サービス | 契約締結の業者 | 事後 | 契約締結事務により決定のため |
| 令和4年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 | 障害者福祉課 | 障害者支援課 | 事後 | 組織改正に伴い追記。 |
| 令和4年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税(種別割)ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名 | 富士通 株式会社 | 富士通JAPAN 株式会社 | 事後 | 社名変更に伴う修正 |

| | | | | | |
|-----------|--|---|--|----|-------------------------|
| 令和4年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名 | 富士通 株式会社 | 富士通JAPAN 株式会社 | 事後 | 社名変更に伴う修正 |
| 令和4年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (4)滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名 | 富士通 株式会社 | 富士通JAPAN 株式会社 | 事後 | 社名変更に伴う修正 |
| 令和4年11月1日 | I 基本情報 II ファイルの概要 (添付)提供先追加分 II ファイルの概要(軽自) II ファイルの概要(収納) II ファイルの概要(滞納) ※全53ヶ所 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | 法改正に伴う修正(項ずれ) |
| 令和4年11月1日 | I 基本情報 1. 事務の内容 (3)収納管理業務 | | ⑩情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。 | 事前 | 法改正に伴う修正 (情報照会項目の追加) |
| 令和4年11月1日 | (別添1)事務の内容 (3)収納管理情報ファイル | | ⑩口座登録・連携ファイル関係情報(データ) | 事前 | 法改正に伴う修正 (情報照会項目の追加) |
| 令和4年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目(その他) | | 口座登録・連携ファイル関係情報 | 事前 | 法改正に伴う修正 (情報照会項目の追加) |
| 令和4年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 (行政機関・独立行政法人等) | | デジタル庁 | 事前 | 法改正に伴う修正 (情報照会項目の追加) |
| 令和4年11月1日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (3)収納管理情報ファイル (その他収納管理情報) | | 口座登録・連携ファイル関係情報 | 事前 | 法改正に伴う修正 (情報照会項目の追加) |
| 令和1年11月1日 | VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日 | 令和1年11月1日 | 令和4年11月1日 | 事後 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和5年12月1日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称 ②システムの機能 | 課税イメージ管理システム ①課税資料をスキャニング及び疑似イメージ生成し、ファーリングする機能 ②課税資料の資料番号や宛名番号を紐付けて、対象者のイメージを検索、表示、印刷する機能 ③課税資料のデータ不備を更正する機能 ④イメージにマーカー、メモ、スタンプ、付箋等を添付する機能 | 課税支援システム ①課税資料(確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、区民税申告書、寄附金税額控除にかかる申告特例通知書データを、税システムに連携・取込ができるよう加工する機能。 ②上記課税資料についての宛名情報の付設機能 ③上記課税資料についての補正入力および賦課・更正機能 ④上記課税資料データの検索・印刷・閲覧・照会する機能 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和5年12月1日 | I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 品川区総務部税務課 | 品川区税務課 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和5年12月1日 | (別添1)事務内容 (1)住民税賦課事務、(2)軽自動車税(種別割)賦課作業 | ④課税イメージ管理システム | ④課税支援システム | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和5年12月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 委託事項3 ①委託内容 ⑥委託先名 | 委託事項3 課税イメージ管理システムの開発・運用・保守 ①委託内容 課税支援システムの開発・運用・保守業務等 ⑥委託先名 株式会社 ジェイエスキューブ(～R6.12月) 富士通JAPAN株式会社(R7.1月～) | 委託事項3 課税支援システムの開発・運用・保守 ①委託内容 課税支援システムの開発・運用・保守業務等 ⑥委託先名 株式会社 ジェイエスキューブ(～R6.12月) 富士通JAPAN株式会社(R7.1月～) | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和5年12月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 住民税情報ファイル 軽自動車税(種別割)情報ファイル 収納管理情報ファイル 滞納整理情報ファイル 6.特定個人情報の保管・撤去 ①保管場所 | | <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |

| | | | | | |
|-----------|---|---|--|----|-----------|
| 令和5年12月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 住民税情報ファイル 軽自動車税(種別割)情報ファイル 収納管理情報ファイル 滞納整理情報ファイル 6.特定個人情報の保管・撤去 ③消去方法 | | <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国およびガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和5年12月1日 | IIIリスク対策(プロセス) 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 情報保護管理体制の確認 ○全ファイル共通 | ・税情報の秘密保持について、仕様書に品川区情報公開・個人情報保護条例に基づいて事務の履行を図るよう記載している | ・税情報の秘密保持について、仕様書に個人情報保護に関する法令に基づいて事務の履行を図るよう記載している | 事前 | 法改正に伴う修正 |
| 令和5年12月1日 | IIIリスク対策(プロセス) 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定 規定の内容 ○全ファイル共通 | 委託先に対して、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、特定個人情報を含む税情報について以下の点を遵守するよう契約している。 | 委託先に対して、個人情報保護に関する法令に基づき、特定個人情報を含む税情報について以下の点を遵守するよう契約している。 | 事前 | 法改正に伴う修正 |
| 令和5年12月1日 | IIIリスク対策(プロセス) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法 ○全ファイル共通 | ・番号法で定められた事項及び品川区情報公開・個人情報保護条例に関する法令の定めに従いルールを遵守する。 | ・番号法で定められた事項および個人情報保護に関する法令の定めに従いルールを遵守する。 | 事前 | 法改正に伴う修正 |
| 令和5年12月1日 | IIIリスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 | | <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和5年12月1日 | IIIリスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | | <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国およびクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和5年12月1日 | IV.その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容 | | <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |

| | | | | | |
|-----------|--|----------------------|---|----|----------------------------|
| | | | <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体およびその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行することで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁および関係者で協議を行う。 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和5年12月1日 | IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策 | | | | |
| 令和5年12月1日 | V 開示請求・問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先 | 品川区役所総務部税務課 | 品川区役所 税務課 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和5年12月1日 | VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日 | 令和4年11月1日 | 令和5年12月1日 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和5年12月1日 | VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間 | 令和1年11月1日～令和1年11月30日 | 令和5年12月1日～令和5年12月21日 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和5年12月1日 | VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日 | 令和1年12月17日 | 令和6年1月15日 | 事前 | 再評価に伴う修正。 |
| 令和7年7月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 | 保育課 | 保育入園調整課 | 事後 | 組織改正に伴う名称変更 |
| 令和7年7月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 | 保育課 | 保育入園調整課 | 事後 | 組織改正に伴う名称変更 |
| 令和7年7月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 | | <p><システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止対策:24時間有人監視、入館口や機器設置場所等館内への監視カメラ設置 ・入退管理:ICカード+手のひら静脈認証による入退管理 ・不正持込、持出対策:金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、およびサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | 事前 | 自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 |

| | | | | |
|----------|---|---|----|----------------------------|
| | | <p>指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国およびガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなれないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | 事前 | 自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 |
| 令和7年7月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | <p><システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置></p> <p>・外部侵入防止対策:24時間有人監視、入館口や機器設置場所等館内への監視カメラ設置</p> <p>・入退管理:ICカード+手のひら静脈認証による入退管理</p> <p>・不正持込、持出対策:金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、およびサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | 事前 | 自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 |

| | | | | |
|----------|--|--|----|----------------------------|
| | | <p>指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行ふ。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊を行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォーム事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国およびガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> | 事前 | 自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 |
| 令和7年7月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | <p><システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止対策: 24時間有人監視、入館口や機器設置場所等館内への監視カメラ設置 ・入退管理: ICカード+手のひら静脈認証による入退管理 ・不正持込、持出対策: 金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、およびサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータを保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | 事前 | 自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 |

| | | | | |
|--|--|--|----|----------------------------|
| | | <p>指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊を行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォーム事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国およびガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> | | |
| 令和7年7月1日 II 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。(※)</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっていて。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> | 事前 | 自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 |

| | | | | |
|----------|--|--|---|----------------------------------|
| | | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> | |
| 令和7年7月1日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> | 事前 自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 |
| 令和7年7月1日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスクに対する措置 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | 事前 自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 |
| 令和7年7月1日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 | <p><システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止対策:24時間有人監視、入館口や機器設置場所等館内への監視カメラ設置 ・入退管理:ICカード+手のひら静脈認証による入退管理 ・不正持込、持出対策:金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他ナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することができないよう、警備員などにより確認している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> | <p><システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止対策:24時間有人監視、入館口や機器設置場所等館内への監視カメラ設置 ・入退管理:ICカード+手のひら静脈認証による入退管理 ・不正持込、持出対策:金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> | 事前 自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 |

| | | | |
|---|--|---|----------------------------------|
| | | <p>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスバージョン更新も随時行っている。</p> <p>・ファイアウォールで通信ログを取得し、必要に応じログの解析を行っている。</p> <p>・クライアント運用管理ソフトウェアを導入し、クライアントPCやソフトウェアを一元管理している。</p> <p>・端末から情報を抜き出せないよう媒体に出力できない仕様としている。</p> <p>・OSには随時パッチ適用を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をい。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国およびクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> | |
| 令和7年7月1日 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | | | 事前 自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 |

| | | | |
|--|---|----|----------------------------|
| | | | |
| 令和7年7月1日 IV その他のリスク対策 ① 監査 ② 監査 具体的な内容 | <p>評価実施機関内の内部監査を「情報セキュリティ監査実施ガイドライン」に基づき、以下の観点により定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。なお、情報セキュリティ監査統括責任者は、副統括情報セキュリティ責任者（システム所管課長）をもって充て、情報セキュリティ監査統括責任者が指名する監査人によって、当監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態について確認する。 ・特定個人情報を取扱うシステムについて、適切なセキュリティ対策が実施され、かつ有効に機能していることを確認する。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>②政府情報システムのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>＜地方税ポータルセンタ（審査システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システム）における措置＞</p> <p>①審査システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システムについては、運営する認定委託先事業所が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。</p> <p>②地方税ポータルセンタについては、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>評価実施機関内の内部監査を「情報セキュリティ監査実施ガイドライン」に基づき、以下の観点により定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。なお、情報セキュリティ監査統括責任者は、副統括情報セキュリティ責任者（システム所管課長）をもって充て、情報セキュリティ監査統括責任者が指名する監査人によって、当監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態について確認する。 ・特定個人情報を取扱うシステムについて、適切なセキュリティ対策が実施され、かつ有効に機能していることを確認する。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>②政府情報システムのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>＜地方税ポータルセンタ（審査システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システム）における措置＞</p> <p>①審査システム、国税連携システム、地方税電子申告支援システム、地方税共通納税システムについては、運営する認定委託先事業所が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。</p> <p>②地方税ポータルセンタについては、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> | 事前 | 自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 |

| | | | | | |
|----------|--------------------------------------|---|---|----|----------------------------|
| | | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用するごとに、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><事務運営に関する責任者の関与の仕組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・副区長を議長とし、業務責任者をメンバーとする情報管理安全対策会議を設置し、特定個人情報をはじめとする個人情報保護や情報セキュリティ等に係るリスク管理を行う。 ・情報管理安全対策会議では、リスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめ、情報漏えい等のセキュリティ事業が発生した場合の対応訓練等の諸活動について、計画策定、実施状況のモニタリングを行い、各種の課題・問題を把握し、継続的な運用改善を行ふ。 <p><特定個人情報の漏えい事業が発生した場合の対応></p> <p>以下①～⑦について「マイナンバー事務に係る緊急事業等の報告手順」に則り対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①組織内における報告、被害の拡大防止 ②事実関係の調査、原因の究明 ③影響範囲の特定 ④再発防止策の検討・実施 ⑤影響を受ける可能性のある本人の連絡等 ⑥事実関係、再発防止策の公表 ⑦個人情報保護委員会への報告 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体およびその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行することで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁および関係者で協議を行う。</p> | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用するごとに、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><事務運営に関する責任者の関与の仕組み></p> <p>・副区長を議長とし、業務責任者をメンバーとする情報管理安全対策会議を設置し、特定個人情報をはじめとする個人情報保護や情報セキュリティ等に係るリスク管理を行う。</p> <p>・情報管理安全対策会議では、リスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめ、情報漏えい等のセキュリティ事業が発生した場合の対応訓練等の諸活動について、計画策定、実施状況のモニタリングを行い、各種の課題・問題を把握し、継続的な運用改善を行ふ。</p> <p><特定個人情報の漏えい事業が発生した場合の対応></p> <p>以下①～⑦について「マイナンバー事務に係る緊急事業等の報告手順」に則り対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①組織内における報告、被害の拡大防止 ②事実関係の調査、原因の究明 ③影響範囲の特定 ④再発防止策の検討・実施 ⑤影響を受ける可能性のある本人の連絡等 ⑥事実関係、再発防止策の公表 ⑦個人情報保護委員会への報告 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体およびその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行することで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁および関係者で協議を行う。</p> | 事前 | 自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 |
| 令和7年7月1日 | IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策 | <p><品川区区民意見公募手続の実施に関する要綱>に準じて、区民意見聴取を行う。区民意見聴取の実施に際しては、「広報しながらわ」に、番号制度の概要と合わせ意見募集を行うことの記事を掲載し、品川区役所HP、区の広報紙への掲載(12月1日号)、情報推進課、区政資料コーナー等において全文を閲覧できるようにする。</p> | <p>「品川区区民意見公募手続の実施に関する要綱」に準じて、区民意見聴取を行う。区民意見聴取の実施に際しては、「広報しながらわ」に、番号制度の概要と合わせ意見募集を行うことの記事を掲載し、品川区役所HP、区の広報紙への掲載(12月1日号)、デジタル推進課、区政資料コーナー等において全文を閲覧できるようにする。</p> | 事前 | 組織改正に伴う名称変更 |
| 令和7年7月1日 | VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法 | <p>③税務署や給与・年金支払者、他自治体より電子データで送信される申告書(確定申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・寄附金申告特例通知書)を地方税ポータルセンタ(国税連携システム・審査システム)を経由して受信し、職員または委託業者(地方税電子申告支援システム)によってデータ補正後、税システムへ登録、課税イメージ管理システムにて疑似イメージを生成する。また、住民からマイナボータル申請管理を経由して申請管理システムより電子データで入手した個人住民税電子データについても同様とする。</p> | <p>③税務署や給与・年金支払者、他自治体より電子データで送信される申告書(確定申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・寄附金申告特例通知書)を地方税ポータルセンタ(国税連携システム・審査システム)を経由して受信し、職員または委託業者(地方税電子申告支援システム)によってデータ補正後、税システムへ登録、課税イメージ管理システムにて疑似イメージを生成する。また、住民からマイナボータル申請管理を経由して申請管理システムより電子データで入手した個人住民税電子データについても同様とする。</p> | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う修正 |
| 令和7年7月1日 | I 基本情報 1-②事務の内容 | | | | |
| 令和7年7月1日 | I 基本情報 2システム-12 | | 個人住民税ポータル | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う追加 |
| 令和7年7月1日 | I 基本情報 2システム-13 | | マイナポータル申請管理 | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う追加 |
| 令和7年7月1日 | I 基本情報 2システム-14 | | 申請管理システム | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う追加 |
| 令和7年7月1日 | I 基本情報 別添1事務内容 住民税賦課事務 | | 住民税申告書(データ)の追加 | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う修正 |

| | | | | | |
|----------|--|--|--|----|------------------|
| 令和7年7月1日 | III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2-リスク1 目的外の入手を防止するための措置の内容 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内システムから入手する連携は、予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法も限定されるため、対象者以外の情報を入手することはシステム上できない。 ・統合端末(住基CS)による取得の際には、『品川区住民基本台帳ネットワークシステムにおけるアクセス管理要領』に基づき、地方税の賦課徴収に係る関係者以外が情報を入手しないようシステム上制限している。 ○住民税情報ファイル、収納管理情報ファイルのみ ・給与・年金支払者から申告書情報や納付情報等を入手する際は、申告者の利用届出の審査後、利用者IDと暗証番号を発行し、電子証明の確認等を行っており、対象者以外の情報の入手を防止している。また、地方税ポータルセンタから審査システムが取得できる情報をシステム上制限している。 ・国税庁や他自治体から申告書情報等を入手する際は、国税連携システムより取得できる情報が、国税庁や他自治体が送付先として設定した情報のみのため、対象者以外の情報はシステム上入手できない。 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内システムから入手する連携は、予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法も限定されるため、対象者以外の情報を入手することはシステム上できない。 ・統合端末(住基CS)による取得の際には、『品川区住民基本台帳ネットワークシステムにおけるアクセス管理要領』に基づき、地方税の賦課徴収に係る関係者以外が情報を入手しないようシステム上制限している。 ○住民税情報ファイル、収納管理情報ファイルのみ ・給与・年金支払者から申告書情報や納付情報等を入手する際は、申告者の利用届出の審査後、利用者IDと暗証番号を発行し、電子証明の確認等を行っており、対象者以外の情報の入手を防止している。また、地方税ポータルセンタから審査システムが取得できる情報をシステム上制限している。 ・国税庁や他自治体から申告書情報等を入手する際は、国税連携システムより取得できる情報が、国税庁や他自治体が送付先として設定した情報のみのため、対象者以外の情報はシステム上入手できない。 <p>○住民税電子申告分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル申請管理システムにおいては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う追加 |
| 令和7年7月1日 | III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2-リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他業務との連携は、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、個人番号を必要としない業務から税情報の要求があった場合、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・他業務参照用の税情報画面は、業務に必要な情報のみを表示するよう制限している。 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他業務との連携は、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、個人番号を必要としない業務から税情報の要求があった場合、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・他業務参照用の税情報画面は、業務に必要な情報のみを表示するよう制限している。 <p>○住民税電子申告分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税申告ポータルにおいては、必要な情報以外入手することを防止するための措置個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことと不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・申請管理システム内では所属に応じた権限設定をし、他所属の申請データは閲覧できないよう設定。 | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う追加 |
| 令和7年7月1日 | III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2-リスク2 リスクに対する措置の内容 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスした処理によって、アクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 ・各ユーザーの所属グループを管理することで、特定個人情報を利用できるグループと利用できないグループに分け、閲覧や検索等、個人番号の利用できる権限を適切なグループにのみ付与する。 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスした処理によって、アクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 ・各ユーザーの所属グループを管理することで、特定個人情報を利用できるグループと利用できないグループに分け、閲覧や検索等、個人番号の利用できる権限を適切なグループにのみ付与する。 <p>○住民税電子申告分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税申告ポータルにおいて、住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。 ・システム利用する職員の操作ログを管理し、権限設定を通じて入手可能な情報を制限する。 | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う追加 |
| 令和7年7月1日 | III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2-リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出・申請等の窓口において、本人確認として個人番号を入手する際には、個人番号カードや通知カードの提示と、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 ・各種申告情報等から個人番号を入手する際には、4情報・住民基本情報と突合し、本人特定を行ふ。 ○住民税情報ファイルのみ ・給与・年金支払者等から電子申告により入手する際は、番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ・国税庁等からの入手は、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となるため、当該が入手元から入手する際は、番号法第16条が適用されない。 <p>○住民税電子申告分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有效性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 | <p>○全ファイル共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出・申請等の窓口において、本人確認として個人番号を入手する際には、個人番号カードや通知カードの提示と、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 ・各種申告情報等から個人番号を入手する際には、4情報・住民基本情報と突合し、本人特定を行ふ。 ○住民税情報ファイルのみ ・給与・年金支払者等から電子申告により入手する際は、番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ・国税庁等からの入手は、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となるため、当該が入手元から入手する際は、番号法第16条が適用されない。 <p>○住民税電子申告分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有效性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う追加 |

| | | | | | |
|-----------|--|---|--|----|---|
| 令和7年7月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2-リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | ○全ファイル共通 ・入手した特定個人情報は、住民基本情報と突合し、正確性を確保する。 ・住民登録外の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムにて照会し、正確性を確保する。 | ○全ファイル共通 ・入手した特定個人情報は、住民基本情報と突合し、正確性を確保する。 ・住民登録外の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムにて照会し、正確性を確保する。 ○住民税電子申告分 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う追加 |
| 令和7年7月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2-リスク4 リスクに対する措置の内容 | ○全ファイル共通 ・府内システムから入手する連携は、予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法も限定されるため、対象者以外の情報を入手することはシステム上できない。 ・税システムを利用するには、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによるログインが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。 ・統合端末(住基CS)による取得の際には、『品川区住民基本台帳ネットワークシステムにおけるアクセス管理要領』に基づき、地方税の賦課徴収に係る関係者以外が情報を入手しないようシステム上制限している。 ・届出・申請の窓口、または電話対応等で特定個人情報を直接入手する際には、職員のコンプライアンス意識を徹底する取り組み(e-ランニング研修等)を実施している。 ・各種報告情報等(紙及び媒体)は、職員の管理下の元、専用ケース等で携行または施錠された倉庫等で保管することで漏えい、紛失を防止している。 ○住民税情報ファイル、収納管理情報ファイルのみ ・各種申告者が電子申告書・納付情報等を提出する際のインターネット回線は、暗号化通信を行っている。 ・地方税ポータルセンタから、審査システムまたは国税連携システムへの通信は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ○住民税電子申告分 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 | ○全ファイル共通 ・府内システムから入手する連携は、予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法も限定されるため、対象者以外の情報を入手することはシステム上できない。 ・税システムを利用するには、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによるログインが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。 ・統合端末(住基CS)による取得の際には、『品川区住民基本台帳ネットワークシステムにおけるアクセス管理要領』に基づき、地方税の賦課徴収に係る関係者以外が情報を入手しないようシステム上制限している。 ・届出・申請の窓口、または電話対応等で特定個人情報を直接入手する際には、職員のコンプライアンス意識を徹底する取り組み(e-ランニング研修等)を実施している。 ・各種申告者が電子申告書・納付情報等を提出する際のインターネット回線は、暗号化通信を行っている。 ・地方税ポータルセンタから、審査システムまたは国税連携システムへの通信は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ○住民税電子申告分 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う追加 |
| 令和7年7月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7-リスク2 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ○リスクに対する措置内容 | ・指定の保持年数を経過した場合に物理削除。 ・磁気ディスクの廃棄時は、記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または物理的に破壊する仕組みとしている。 | ・指定の保持年数を経過した場合に物理削除。 ・磁気ディスクの廃棄時は、記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または物理的に破壊する仕組みとしている。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ LGWAN接続端末は、基本的に個人番号付き電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う追加 |
| 令和7年7月1日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7-リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ○消去手順(手順の内容) | ・指定の保持年数を経過した場合は、バック一機機能にて対象者情報を物理削除する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または物理的に破壊する仕組みとしている。 ・申請書類等については、『品川区文書取扱規程第21条』に基づき適切な処理を行う。 ・電子申告情報等は、地方税共同機構が定めたデータの受信期間に従い、職員が決められた方法に基づき削除する。 | ・指定の保持年数を経過した場合は、バック一機機能にて対象者情報を物理削除する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または物理的に破壊する仕組みとしている。 ・申請書類等については、『品川区文書取扱規程第21条』に基づき適切な処理を行う。 ・電子申告情報等は、地方税共同機構が定めたデータの受信期間に従い、職員が決められた方法に基づき削除する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ LGWAN接続端末は、基本的に個人番号付き電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 | 事前 | 個人住民税電子申告開始に伴う追加 |
| 令和7年7月31日 | I 基本情報 6. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <照会>番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項) <提供>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、3、4、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) | <照会>番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項) <提供>番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、1、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、11、2、115、124、125、129、130、132、13、7、138、140、141、142、144、147、15、1、152、155、156、158、160、161、16、3、164、165、166、167、168、169、17、0、171、172、173の項) | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|--|---|--|----|---|
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 | <p>・番号法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。</p> <p>・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の第27の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。</p> <p>・地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、第317条の6に基づき、本人からの申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書により入手するため。</p> | <p>・番号法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。</p> <p>・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第49の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。</p> <p>・地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、第317条の6に基づき、本人からの申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書により入手するため。</p> | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 | <p>・申告書等の提出については、地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、第317条の6の条文に明示されている。</p> <p>・本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。</p> <p>・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の第27の項に明示されている。</p> | <p>・申告書等の提出については、地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、第317条の6の条文に明示されている。</p> <p>・本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。</p> <p>・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第49の項に明示されている。</p> | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 | 提供を行っている:61件 | 提供を行っている:74件 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 | 厚生労働大臣(別表第二の1項) | 厚生労働大臣 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供する情報 | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 | 全国健康保険協会(別表第二の2項) | 全国健康保険協会 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供する情報 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 | 健康保険組合(別表第二の3項) | 健康保険組合 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ②提供する情報 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 | 厚生労働大臣(別表第二の4項) | 総務大臣又は都道府県知事 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第4の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|---|--|--|----|---|
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 (②提供する情報) | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの | 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 | 全国健康保険協会(別表第二の6項) | 厚生労働大臣 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第5の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 (②提供する情報) | 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 | 都道府県知事(別表第二の8項) | 全国健康保険協会 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 (①法令上の根拠) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第7の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 (②提供する情報) | 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 | 都道府県知事(別表第二の9項) | 都道府県知事 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 (①法令上の根拠) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第11の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 (②提供する情報) | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 | 市町村長(別表第二の11項) | 都道府県知事 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 (①法令上の根拠) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第13の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 (②提供する情報) | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 | 都道府県知事又は市町村長(別表第二の16項) | 市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 (①法令上の根拠) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第15の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 (②提供する情報) | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十六条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|--|--|--|----|---|
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ①法令上の根拠 | 市町村長(別表第二の18項) | 都道府県知事又は市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第20の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ②提供する情報 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ①法令上の根拠 | 都道府県知事(別表第二の23項) | 市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第28の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ②提供する情報 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ①法令上の根拠 | 都道府県知事等(別表第二の26項) | 市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第37の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ②提供する情報 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ①法令上の根拠 | 市町村長(別表第二の27項) | 都道府県知事 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第39の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ②提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ①法令上の根拠 | 都道府県知事(別表第二の28項) | 都道府県知事等 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第42の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ②提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15 ①法令上の根拠 | 厚生労働大臣又は共済組合等(別表第二の29項) | 市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|---|--|--|----|---|
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ②提供する情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 ①法令上の根拠 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長(別表第二の31項) | 都道府県知事 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第49の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 ②提供する情報 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ①法令上の根拠 | 日本私立学校振興・共済事業団(別表第二の34項) | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第53の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ②提供する情報 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ①法令上の根拠 | 厚生労働大臣又は共済組合等(別表第二の35項) | 法務大臣 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第55の2の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供する情報 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ①法令上の根拠 | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会(別表第二の37項) | 日本私立学校振興・共済事業団 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第57の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ②提供する情報 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ①法令上の根拠 | 国家公務員共済組合(別表第二の39項) | 厚生労働大臣又は共済組合等 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ②提供する情報 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第58の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ②提供する情報 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 | 国家公務員共済組合連合会(別表第二の40項) | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|--|--|---|----|---|
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先21 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第59の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先21 ②提供する情報 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 | 市町村長又は国民健康保険組合(別表第二の42項) | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第63の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 ②提供する情報 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23 | 厚生労働大臣(別表第二の48項) | 国家公務員共済組合 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第65の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23 ②提供する情報 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長(別表第二の54項) | 国家公務員共済組合連合会 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第66の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24 ②提供する情報 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25 | 都道府県知事等(別表第二の57項) | 市町村長又は国民健康保険組合 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第69の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25 ②提供する情報 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26 | 地方公務員共済組合(別表第二の58項) | 厚生労働大臣 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第73の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26 ②提供する情報 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|---|--|---|----|---|
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27 | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会(別表第二の59項) | 市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第75の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27 ②提供する情報 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて第七十七条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28 | 市町村長(別表第二の61項) | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第76の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28 ②提供する情報 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて同条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先29 | 市町村長(別表第二の62項) | 都道府県知事等 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先29 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第81の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先29 ②提供する情報 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて第八十三条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30 | 都道府県知事(別表第二の63項) | 地方公務員共済組合 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第83の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30 ②提供する情報 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて第八十五条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先31 | 都道府県知事又は市町村長(別表第二の64項) | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先31 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第84の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先31 ②提供する情報 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて第八十六条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先32 | 都道府県知事等(別表第二の65項) | 市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先32 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第86の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|----|---|
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先32 (②提供する情報) | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先33 | 厚生労働大臣又は都道府県知事(別表第二の66項) | 市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先33 (①法令上の根拠) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第87の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先33 (②提供する情報) | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先34 | 都道府県知事等(別表第二の67項) | 都道府県知事 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先34 (①法令上の根拠) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第88の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先34 (②提供する情報) | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先35 | 市町村長(別表第二の70項) | 都道府県知事又は市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先35 (①法令上の根拠) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第89の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先35 (②提供する情報) | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先36 | 厚生労働大臣又は都道府県知事(別表第二の71項) | 都道府県知事等 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先36 (①法令上の根拠) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第90の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先36 (②提供する情報) | 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先37 | 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)(別表第二の74項) | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先37 (①法令上の根拠) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第91の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先37 (②提供する情報) | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先38 | 後期高齢者医療広域連合(別表第二の80項) | 都道府県知事等 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|--|---|--|----|---|
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先38 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第92の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先38 ②提供する情報 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先39 | 厚生労働大臣(別表第二の84項) | 市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先39 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第96の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先39 ②提供する情報 | 昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先40 | 都道府県知事等(別表第二の87項) | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先40 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第98の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先40 ②提供する情報 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第一百条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先41 | 厚生労働大臣(別表第二の91項) | 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。) | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先41 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第106の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先41 ②提供する情報 | 平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって百八条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先42 | 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金(別表第二の92項) | 市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先42 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第108の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先42 ②提供する情報 | 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって百第十条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先43 | 市町村長(別表第二の94項) | 厚生労働大臣 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先43 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第112の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先43 ②提供する情報 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって百四十四条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|---|--|---|----|---|
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先44 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長(別表第二の97項) | 後期高齢者医療広域連合 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先44 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第115の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先44 ②提供する情報 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百七十七条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先45 | 厚生労働大臣(別表第二の101項) | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先45 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第124の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先45 ②提供する情報 | 序工半並休険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先46 | 農林漁業団体職員共済組合(別表第二の102項) | 都道府県知事等 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先46 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第125の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先46 ②提供する情報 | 序工半並休険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)並びに一時金の支給又は特例差額負担金の | 中国残留邦人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百一十七条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先47 | 独立行政法人農業者年金基金(別表第二の103項) | 厚生労働大臣 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先47 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第129の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先47 ②提供する情報 | 独立行政法人農業者年金基金(別表第二の103項) | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先48 | 独立行政法人農業者年金基金(別表第二の103項) | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先48 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先48 ②提供する情報 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第130の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先48 ③提供する情報 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの | 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先49 | 厚生労働大臣(別表第二の107項) | 市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先49 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第132の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|--|---|---|----|---|
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先49 (②提供する情報) | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて百三十四条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先50 | 都道府県知事又は市町村長(別表第二の108項) | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先50 (①法令上の根拠) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第137の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先50 (②提供する情報) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて百三十九条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先51 (①法令上の根拠) | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会(別表第二の113項) | 厚生労働大臣 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先51 (②提供する情報) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第138の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先51 (①法令上の根拠) | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて百四十条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先52 (①法令上の根拠) | 厚生労働大臣(別表第二の114項) | 独立行政法人農業者年金基金 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先52 (②提供する情報) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第140の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先52 (②提供する情報) | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他収益の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて百四十二条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先53 (①法令上の根拠) | 平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会(別表第二の115項) | 独立行政法人日本学生支援機構 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先53 (①法令上の根拠) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第141の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先53 (②提供する情報) | 平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による資貸与及び支給に関する事務であつて百四十三条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先54 (①法令上の根拠) | 市町村長(別表第二の116項) | 厚生労働大臣 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先54 (②提供する情報) | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第142の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|---|--|---|----|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 令和7年7月31日 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先54 ②提供する情報 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先55 | 厚生労働大臣(別表第二の117項) | 都道府県知事又は市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先55 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1440の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先55 ②提供する情報 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先56 | 都道府県知事(別表第二の120項) | 総務大臣 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先56 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1470の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先56 ②提供する情報 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 | 学務課 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 番号法第19条第9号 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「区条例」という。)第4条第1項・区条例第5条第1項 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1510の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 ②提供する情報 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるものまたは区条例で定めるもの | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58 | 市町村長(別表第二の20項) | 厚生労働大臣 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1520の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58 ②提供する情報 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先59 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会(別表第二の38項) | 市町村長 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先59 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1550の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先59 ②提供する情報 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの | 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|---|--|--|----|---|
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先60 | 市町村長(別表第二の53項) | 厚生労働大臣 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先60 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第156号の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先60 ②提供する情報 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって百五十八条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先61 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長(別表第二の85の2項) | 都道府県知事 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先61 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第21条 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第158号の項、第21条 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先61 ②提供する情報 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって百六十条で定めるもの | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先62 | | (追加) 提供先: 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人) ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1600号の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先63 | | (追加) 提供先:都道府県知事等 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1610号の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先64 | | (追加) 提供先: 地域優良賃貸制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1630号の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先65 | | (追加) 提供先:都道府県知事 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1640号の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先66 | | (追加) 提供先:都道府県知事 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1650号の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先67 | | (追加) 提供先:都道府県知事 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1660号の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先68 | | (追加) 提供先:文部科学大臣 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1670号の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |

| | | | | | |
|-----------|---|--|--|----|---|
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先69 | | (追加) 提供先: 都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1680の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先70 | | (追加) 提供先: 都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1690の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先71 | | (追加) 提供先: 都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1700の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先72 | | (追加) 提供先: 文部科学大臣 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1710の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先73 | | (追加) 提供先: 都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1720の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先74 | | (追加) 提供先: 都道府県知事 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1730の項、第21条 以下省略 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 | ・番号法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の第27の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 ・地方税法第447条に基づき、納稅義務者からの申告書等により入手するため。 | ・番号利用法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 ・地方税法第447条に基づき、納稅義務者からの申告書等により入手するため。 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 | ・番号法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の第27の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 | ・番号利用法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 | ・本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の第27の項に明示されている。 | ・本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号利用法第14条に明示されている。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項に明示されている。 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 | ・番号法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の第27の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 | ・番号利用法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | II 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 | ・本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の第27の項に明示されている。 | ・本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号利用法第14条に明示されている。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項に明示されている。 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行 |
| 令和7年7月31日 | I - 4 ①事務実施上の必要性 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項・別表第一の16項(地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であつて主務省令で定めるもの)に該当する事務であるため。 ・対象者の情報と当区の住民基本情報を正確に紐付ける上で必要になるため。 ・他自治体等関係機関との連携、照会、回答において必要となるため。 ・通知書等の送付先の最新住所地の把握に必要となるため。 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項・別表第一の16項(地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であつて主務省令で定めるもの)に該当する事務であるため。 ・対象者の情報と当区の住民基本情報を正確に紐付ける上で必要になるため。 ・他自治体等関係機関との連携、照会、回答において必要となるため。 ・通知書等の送付先の最新住所地の把握に必要となるため。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |

| | | | | | |
|-----------|--------------------------------|---|---|----|-------------|
| 令和7年7月31日 | I-4 ②実現が期待されるメリット | <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二に規定される事務において、所得や扶養情報等の確認のため、従来は税証明が必要だった場合に、個人番号を利用するにより、その省略が可能となり、申請者の負担軽減が見込まれる。 個人番号により、本人の特定あるいは各種申告書等の名寄せ・突合が容易になり、正確で効率的な事務処理が行える。 情報提供ネットワークシステムを通じて、他自治体等関係機関に扶養情報、所得情報、障害・生活保護状況等を照会することで、公正・公平な事務処理が行える。 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、最新住所地を把握することで、二重課税や通知書の返戻等を防止できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法第19条第8号別表第二に規定される事務において、所得や扶養情報等の確認のため、従来は税証明が必要だった場合に、個人番号を利用するにより、その省略が可能となり、申請者の負担軽減が見込まれる。 個人番号により、本人の特定あるいは各種申告書等の名寄せ・突合が容易になり、正確で効率的な事務処理が行える。 情報提供ネットワークシステムを通じて、他自治体等関係機関に扶養情報、所得情報、障害・生活保護状況等を照会することで、公正・公平な事務処理が行える。 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、最新住所地を把握することで、二重課税や通知書の返戻等を防止できる。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |
| 令和7年7月31日 | I-5 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項・別表一の16の項 総務省令第五号第十六条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項・別表一の16の項 総務省令第五号第十六条 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |
| 令和7年7月31日 | II-3(住民税情報ファイル) ④入手に係る妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 番号法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第49の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 地方税法第45条の2~第45条の3の3、第317条の2~第317条の3の3、第317条の6に基づき、本人からの申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書により入手するため。 | <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第49の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 地方税法第45条の2~第45条の3の3、第317条の2~第317条の3の3、第317条の6に基づき、本人からの申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書により入手するため。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |
| 令和7年7月31日 | II-3(住民税情報ファイル) ⑤本人への明示 | <ul style="list-style-type: none"> 申告書等の提出については、地方税法第45条の2~第45条の3の3、第317条の2~第317条の3の3、第317条の6の条文に明示されている。 本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第49の項に明示されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 申告書等の提出については、地方税法第45条の2~第45条の3の3、第317条の2~第317条の3の3、第317条の6の条文に明示されている。 本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号利用法第14条に明示されている。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第49の項に明示されている。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |
| 令和7年7月31日 | II-3(軽自動車税情報ファイル) ④入手に係る妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 番号法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めるため。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 地方税法第447条に基づき、納稅義務者からの申告書等により入手するため。 | <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めるため。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 地方税法第447条に基づき、納稅義務者からの申告書等により入手するため。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |
| 令和7年7月31日 | II-3(軽自動車税情報ファイル) ⑤本人への明示 | <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税(種別割)申告書等の提出については、地方税法第447条の条文にて明示されている。 本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の第27の項に明示されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税(種別割)申告書等の提出については、地方税法第447条の条文にて明示されている。 本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号利用法第14条に明示されている。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号にに基づく主務省令第2条の表の第48の項に明示されている。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |
| 令和7年7月31日 | II-3(収納管理税情報ファイル) ④入手に係る妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 番号法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めるため。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 | <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めるため。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |
| 令和7年7月31日 | II-3(収納管理税情報ファイル) ⑤本人への明示 | <ul style="list-style-type: none"> 本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項に明示されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号利用法第14条に明示されている。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項に明示されている。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |
| 令和7年7月31日 | II-3(滞納整理税情報ファイル) ④入手に係る妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 番号法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めるため。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 | <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めるため。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |
| 令和7年7月31日 | II-3(滞納整理税情報ファイル) ⑤本人への明示 | <ul style="list-style-type: none"> 本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項に明示されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 本人又は他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号利用法第14条に明示されている。 情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項に明示されている。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |

| | | | | | |
|-----------|-------------------------------------|---|---|----|-------------|
| | | ○主ファイル共通 ・届出・申請等の窓口において、本人確認として個人番号を入手する際には、個人番号カードや通知カードの提示と、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 ・各種申告情報等から個人番号を入手する際には、4情報・住民基本情報と突合し、本人特定を行う。 ○住民税情報ファイルのみ ・給与・年金支払者等から電子申告により入手する際は、番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ・国税庁等からの入手は、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となるため、当区が入手元から入手する際は、番号法第16条が適用されない。 | ○主ファイル共通 ・届出・申請等の窓口において、本人確認として個人番号を入手する際には、個人番号カードや通知カードの提示と、番号利用法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 ・各種申告情報等から個人番号を入手する際には、4情報・住民基本情報と突合し、本人特定を行う。 ○住民税情報ファイルのみ ・給与・年金支払者等から電子申告により入手する際は、番号利用法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ・国税庁等からの入手は、特定個人情報の入手元が番号利用法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となるため、当区が入手元から入手する際は、番号利用法第16条が適用されない。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |
| 令和7年7月31日 | III-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容 | ○全ファイル共通 ・宛名システム等は、必要な情報以外の紐付けが行われないよう、システム上制限している。 ・他機関連携においては、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、番号法別表第二に定められた情報のみを提供するように制限している。 ・他業務参照用の税情報画面においては、業務に必要な情報を表示するよう制限している。 | ○全ファイル共通 ・宛名システム等は、必要な情報以外の紐付けが行われないよう、システム上制限している。 ・他機関連携においては、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報のみを提供するように制限している。 ・他業務参照用の税情報画面においては、業務に必要な情報を表示するよう制限している。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |
| 令和7年7月31日 | III-3 リスク1 宛名システム等における措置の内容 | ○全ファイル共通 ・番号法で定められた事項および個人情報保護に関する法令の定めに従いルールを遵守する。 | ○全ファイル共通 ・番号利用法で定められた事項および個人情報保護に関する法令の定めに従いルールを遵守する。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |
| 令和7年7月31日 | III-5 リスク1 ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 | 事後 | 番号利用法への名称統一 |